

ごあいさつ

本村は、第6次玉川村振興計画に基づき、「村民と共に歩み育む心豊かな村づくり」を基本理念として、「^{あす}未来が輝く村づくり“元気な”たまかわ」を玉川村の将来像として掲げ、活力のある玉川村の創造に向け、村民と行政が一体となった「協働」による村づくりを推進してまいりました。

令和2年度までの5年間については、「前期基本計画」により、変化の激しい社会・経済情勢に対応すべく、大胆かつ柔軟な考えのもと、村民の皆様へ寄り添って横断的かつきめ細やかに各種施策を展開してまいりましたが、「東日本大震災・原子力災害」を始め、「東日本台風災害」、そして昨年発生した「新型コロナウイルスによる感染症対策」、さらには、社会全体の構造的課題でもある「少子・高齢化等による人口減少問題」への対応など、多くの課題が山積しており、本村及び村民の生活を取り巻く環境は厳しい状況となっております。また、先端技術の急速な進展による産業・就業構造の変化、地球温暖化に起因する気候変動がもたらす環境変化や自然災害の激甚化なども課題として現れております。

令和3年度を初年度とする第6次玉川村振興計画「後期基本計画」では、基本目標として掲げる「皆で支えあう福祉の村づくり」、「環境にやさしい安全・便利な村づくり」、「活力のある村づくり」、「人を育む村づくり」、「交流と協働の村づくり」の5つの柱について、「前期基本計画」における取組結果を評価・検証し、次の施策等に活かすPDC Aサイクルにより事業推進を図るとともに、村民の皆様のニーズを始め、高度化・複雑化する社会情勢、新型コロナウイルス感染症による生活や仕事に対する価値観の変化等をもしっかりと踏まえ、さらには、持続的に発展可能な社会づくりを目指す「SDGs」の理念も重要な視点として取り込みながら、本村を取り巻く課題への取り組むべき方向性を示しております。

特に、将来の村づくりに大きな影響を及ぼす「人口減少対策」を引き続き重要施策と位置づけ、人口流出抑制や移住・定住につながる交流人口・関係人口の拡大に向けた子育て支援事業や移住・定住促進事業等の一層の充実を始め、仕事、住宅、教育、福祉・医療など各種施策について、村民と行政の「協働」の仕組みを進化させながら、村民が主役の地域づくりを目指し、誰もが豊かで元気に過ごせる玉川村の創造に向け、創意工夫をもって進取果敢に取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言を頂きました振興計画審議会委員の皆様を始め、村民懇談会やアンケート調査等にご協力を賜りました村民の皆様へ厚く御礼申し上げます。

令和3年3月



玉川村長 石森 春男

■ 総論

● 計画の役割

本計画は、玉川村の将来像を定め、目標を達成するための基本的な方針と施策の大綱、取り組む施策を示すもので、村の最上位計画として位置づけ、基本構想の期間である10年間、基本計画の期間である5年間で、村はこの計画に沿って行政運営していくこととします。

そのため、各行政分野で策定されるマスタープランや基本計画等については、振興計画を補完し、具体化していくものとして位置づけ、振興計画との緊密な連携と整合を図ります。

● 計画の構成・期間

本計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成されています。

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|--------------------|-----|------------|---------|---------|-----------------|---------|----|----|----|
| 基本構想 | 平成28～令和7年度 | | | | | | | | | |
| 基本計画 | 前期基本計画（平成28～令和2年度） | | | | | 後期基本計画（令和3～7年度） | | | | |
| 実施計画 | 平成28～30年度 | | | 令和3～5年度 | | | | | | |
| | 平成29～令和元年度 | | 平成30～令和2年度 | | 令和4～6年度 | | 令和5～7年度 | | | |

■ 基本構想

● 村づくりの基本理念

人口減少社会の今、村の維持・発展のためには地域の総合力が今まで以上に求められていることから、今後の村づくりの基本理念を以下のように定めることとします。

これからの10年間で、村民と行政が一体となった協働による村づくりを推進することで、村民すべてが心豊かで過ごせる地域社会を実現することを基本理念とします。

村民と 共に歩み育む 心豊かな村づくり

● 将来像

本村の未来を輝かしいものにするためには、今まで以上にすべての村民や本村で働く人たちが“元気な”村づくりをしていきます。

活力や活気のある玉川村を作り上げるため、地域の歴史や先人の知恵、苦労や失敗を知り、玉川村の未来を考え、進取の気性を持ち、実行・実践していく姿勢を将来像に込めています。

**あす
未来が輝く村づくり “元気な” たまかわ**

● 基本目標・主要施策の項目の体系

5つの基本目標、34の主要施策の項目を計画的に進めていきます。

| 基本目標 | | 主要施策の項目 | |
|----------------------------------|-------------------|---------|--------------------|
| 1 | 皆で支えあう福祉の村づくり | 1 | 保健・医療の充実 |
| | | 2 | 社会保障制度の適切な運営 |
| | | 3 | 児童福祉・子育て支援の充実 |
| | | 4 | 地域で支えあう福祉の推進 |
| | | 5 | 障がい者福祉の充実 |
| | | 6 | 高齢者福祉の充実 |
| 2 | 環境にやさしい安全・便利な村づくり | 1 | 環境衛生の充実 |
| | | 2 | 自然環境の保全と循環型社会の構築 |
| | | 3 | 安全で安定した水道水の供給 |
| | | 4 | 公園・緑地・水辺の整備 |
| | | 5 | 下水道・排水処理施設の整備 |
| | | 6 | 合理的な土地利用の推進 |
| | | 7 | 居住環境の整備と空き家対策の推進 |
| | | 8 | 道路・交通ネットワークの整備 |
| | | 9 | 消防・救急体制の充実 |
| | | 10 | 防災体制の整備 |
| | | 11 | 交通安全・防犯対策・消費者対策の充実 |
| | | 12 | 情報化の推進 |
| 3 | 活力のある村づくり | 1 | 農林業の振興 |
| | | 2 | 商業の振興 |
| | | 3 | 工業の振興 |
| | | 4 | 雇用・勤労者対策の充実 |
| | | 5 | 観光資源の創造と観光客誘致の推進 |
| 4 | 人を育む村づくり | 1 | 学校教育の充実 |
| | | 2 | 青少年の健全育成 |
| | | 3 | 生涯学習の推進 |
| | | 4 | スポーツの振興 |
| | | 5 | 地域文化活動の推進と文化財の活用 |
| | | 6 | 交流活動の展開と国際化への対応 |
| 5 | 交流と協働の村づくり | 1 | コミュニティ(地域社会)の育成 |
| | | 2 | 協働の村づくりの推進 |
| | | 3 | 男女共同参画の推進 |
| | | 4 | 行財政改革の推進 |
| | | 5 | 広域行政の推進 |
| 地方創生総合戦略における 重点プロジェクト(人口減少対策) | | 1 | 選ばれる村づくりプロジェクト |
| | | 2 | 元気な産業応援プロジェクト |
| | | 3 | 共に生きる村づくりプロジェクト |
| | | 4 | 元気な地域づくりプロジェクト |

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 後期基本計画 | 1 |
| 1. 皆で支えあう福祉の村づくり | 2 |
| 1-1 保健・医療の充実 | 2 |
| 1-2 社会保障制度の適切な運営 | 4 |
| 1-3 児童福祉・子育て支援の充実 | 7 |
| 1-4 地域で支えあう福祉の推進 | 10 |
| 1-5 障がい者福祉の充実 | 13 |
| 1-6 高齢者福祉の充実 | 16 |
| 2. 環境にやさしい安全・便利な村づくり | 18 |
| 2-1 環境衛生の充実 | 18 |
| 2-2 自然環境の保全と循環型社会の構築 | 20 |
| 2-3 安全で安定した水道水の供給 | 22 |
| 2-4 公園・緑地・水辺の整備 | 24 |
| 2-5 下水道・排水処理施設の整備 | 26 |
| 2-6 合理的な土地利用の推進 | 28 |
| 2-7 居住環境の整備と空き家対策の推進 | 31 |
| 2-8 道路・交通ネットワークの整備 | 33 |
| 2-9 消防・救急体制の充実 | 36 |
| 2-10 防災体制の整備 | 38 |
| 2-11 交通安全・防犯対策・消費者対策の充実 | 40 |
| 2-12 情報化の推進 | 42 |
| 3. 活力のある村づくり | 45 |
| 3-1 農林業の振興 | 45 |
| 3-2 商業の振興 | 48 |
| 3-3 工業の振興 | 50 |
| 3-4 雇用・勤労者対策の充実 | 52 |
| 3-5 観光資源の創造と観光客誘致の推進 | 54 |
| 4. 人を育む村づくり | 57 |
| 4-1 学校教育の充実 | 57 |
| 4-2 青少年の健全育成 | 60 |
| 4-3 生涯学習の推進 | 62 |
| 4-4 スポーツの振興 | 64 |
| 4-5 地域文化活動の推進と文化財の活用 | 66 |
| 4-6 交流活動の展開と国際化への対応 | 68 |
| 5. 交流と協働の村づくり | 70 |

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 5-1 | コミュニティ（地域社会）の育成 | 70 |
| 5-2 | 協働の村づくりの推進 | 72 |
| 5-3 | 男女共同参画の推進 | 75 |
| 5-4 | 行財政改革の推進 | 77 |
| 5-5 | 広域行政の推進 | 80 |
| 6. | 玉川村振興計画とSDGsの一体的な推進 | 82 |
| 7. | 重点プロジェクト（人口減少対策） | 88 |
| 7-1 | 重点プロジェクトの位置づけ | 88 |
| 7-2 | 重点プロジェクト | 89 |
| | 附属資料 | 94 |
| 1. | 第6次玉川村振興計画後期基本計画策定経緯 | 94 |
| 2. | 第6次玉川村振興計画審議会委員名簿 | 95 |
| 3. | 玉川村振興計画審議会設置条例 | 96 |
| 4. | 諮問 | 97 |
| 5. | 答申 | 97 |
| 6. | 第6次玉川村振興計画後期基本計画策定委員名簿 | 98 |

後期基本計画

1. 皆で支えあう福祉の村づくり

1-1 保健・医療の充実

現況と課題

近年、本村の死亡原因は、がんによる死亡率が第1位となっており、中には50代や60代の働き盛り世代のがん死亡もみられます。また、胃がんや大腸がん等、検診によって早期発見が可能ながんによる死亡が毎年みられます。

二次予防を推進するため、施設健診の充実や追加健診の実施等、受診機会を拡大し、村民の利便性の向上に努めていますが、特定健診及びがん検診の受診率は伸び悩んでいるのが現状です。

また、がん検診精密検査の未受診者に対しては、検査費用の一部助成や個別の受診勧奨を行っていますが、毎年未受診者がみられます。

統計データでは、村民の塩分摂取量は国の基準を超えています。塩分は生命維持に欠かせないものですが、過剰な摂取は体に悪影響を及ぼし、高血圧を引き起こし、心臓病や脳卒中等の生活習慣病の原因になります。本村の高血圧症の受診率は高く、件数・医療費ともに最も多くなっているため、食生活改善推進員と連携し、減塩に重点を置いた一次予防事業を行っています。

日頃の健康づくりと、早期発見・早期治療による健康寿命の延伸を図るため、「健康の駅たまかわ」を健康づくりの拠点とし、さらなる健康づくりへの気運づくりと体制整備を行う必要があります。

基本方針

一次予防（生活習慣病の発症予防）と二次予防（疾病の早期発見・早期治療による重症化予防）の推進により、村民の生活の質の維持向上・働き盛り世代の死亡の減少・村民の健康寿命の延伸を図ります。

また、「健康の駅たまかわ」を拠点として、健康づくりや体力づくり、生活習慣の改善を推進します。

施策の体系

保健・医療の充実

- (1) 健康寿命の延伸
- (2) 地域医療体制の確保充実

主要施策

(1) 健康寿命の延伸

生活習慣の改善を推進し、生活習慣病の発病を予防するため、健康の駅たまかわを拠点とした健康づくりの推進と村民が楽しんで事業に参加できる高齢者地区サロン等の環境整備を図るとともに、地域の健康づくりの担い手の育成と活動支援を行います。

また、特定健診やがん検診の受診率を向上させ、疾病の早期発見・早期治療による生活習慣病の重症化を予防し、働き盛り世代の死亡率の減少に努めます。

(2) 地域医療体制の確保充実

地域医療の中核である公立岩瀬病院や地元医師会、さらには広域圏の医師会との連携を強化し、地域の安定した医療の確保に努めます。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|---------------|-----------|----------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定健診受診率 | % (単年) | 49.9 | 65 | 40歳～74歳の国保加入者の受診率 |
| がん検診受診率(肺がん) | % (単年) | 34.2 | 50 | 肺がん検診(40歳以上)、胃がん検診(40歳以上)、大腸がん検診(40歳以上)、子宮がん検診(20歳以上)、乳がん検診(40歳以上)の受診率 第3期がん対策推進基本計画目標 |
| がん検診受診率(胃がん) | % (単年) | 17.4 | 50 | |
| がん検診受診率(大腸がん) | % (単年) | 28.4 | 50 | |
| がん検診受診率(子宮がん) | % (単年) | 18.4 | 50 | |
| がん検診受診率(乳がん) | % (単年) | 21.2 | 50 | |
| 健康の駅利用者数 | 人 (単年) | 3,297 | 3,500 | 年間利用者数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------|
| 特定健康診査事業 | 集団健診、施設健診、1日人間ドックの実施 内臓脂肪症候群該当者には、特定保健指導を実施 |
| がん検診事業 | 肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診等の実施 |
| 健康の駅事業 | 健康推進ルーム活用による自主的なトレーニング、健康増進や介護予防に関する講習会や相談会の実施、健康づくりに取り組む村民の交流促進、情報発信 |

1-2 社会保障制度の適切な運営

現況と課題

【国民年金】

玉川村においても、国民年金未加入者が一定程度存在しており、国民年金制度は、老後の生活を支える基盤となる制度であるという理解を深めることや、私たちの生活は社会全体で支えあっているという意識の定着を図ることが必要です。

【国民健康保険】

安心して医療を受けられるためには、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の健全で安定的な運営が不可欠です。しかし、高齢化や医療技術の向上等により医療費が大きく伸びる一方、人口減少や低迷する経済情勢等により保険税（料）の収入が伸び悩んでいることから、医療保険財政の健全化及び安定化を図ることが重要な課題となっています。そのため、医療費削減のための取り組みとして、保健事業の実施、ジェネリック医薬品の利用を促進するとともに、保険料確保のため、収納率をさらに向上させる必要があります。

【介護保険】

今後も高齢化率の上昇に伴い、介護保険利用者、給付費等が増えることが予想されます。健康づくりや介護予防を支援する取り組み等により、介護保険制度の持続可能な運営体制を継続する必要があります。

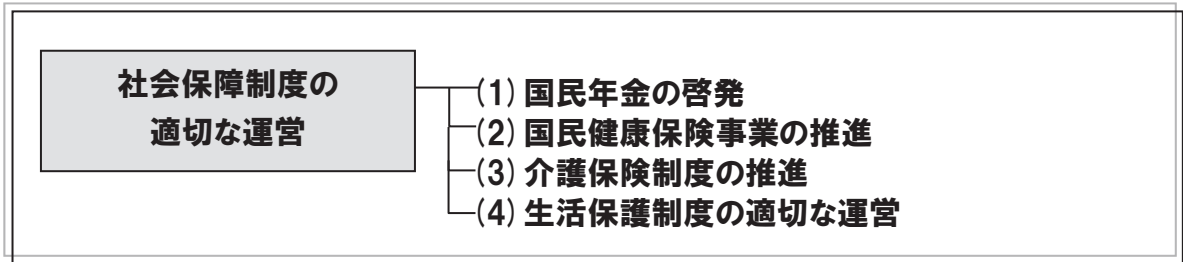
【生活保護】

生活保護制度は、生活困窮者の自立支援を目的の一つとしていますが、玉川村における被保護世帯のほとんどが高齢や障がいなどにより就労することができず、自立が困難となっています。保護率は、県平均と比較して低い状況にはありますが、今後も生活困窮者が生活保護になる前に関係機関と連携して自立するための相談支援を継続して行っていく必要があります。

基本方針

すべての村民が健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、社会保障制度の適切な運用と住民理解の浸透に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 国民年金の啓発

広報紙やパンフレットの活用、年金相談の充実等を通じ、国民年金制度に関する村民の理解と認識を深めるとともに、未加入者の加入促進に努めます。

(2) 国民健康保険事業の推進

特定健診の受診率を向上させるとともに、保健指導を実施します。また、ジェネリック医薬品の利用促進を図ります。

(3) 介護保険制度の推進

自立支援を念頭にその人の能力に応じた生活を営むことができるよう、サービスの給付に努めます。また、要介護状態にならないよう健康増進事業と連携した介護予防事業を推進します。

(4) 生活保護制度の適切な運営

生活困窮者の把握に努め、保健福祉事務所と連携しながら状況に応じて適切に制度につないでいきます。自立の可能性がある場合には、生活保護に至る前に関係機関と連携しながら自立に向け必要な支援を行います。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 国民年金啓発事業 | 件 (単年) | 4 | 8 | 広報紙掲載、チラシ 配置事業等実施件数 |
| 国民健康保険税収納率 | % (単年) | 95.9 | 96.0 | 現年度分収納額の割合 |
| 生活困窮者支援件数 | 世帯 (計画期間累計) | 5 | 10 | 生活保護に至る前の 総合的な支援件数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国民年金法定受託事務 | 届出の受理及び報告、任意加入及び脱退申請の受理及び審査、裁定請求の受理及び審査、障害基礎年金改定請求の受理、年金保険料及び学生納付特例等申請の受理及び事実の審査、被保険者又は受給権者に係る届出の受理及び事実の審査 |
| 特定健診の受診率向上 | 特定健診未受診者に受診の勧奨を行う。 |
| ジェネリック医薬品の利用促進 | ジェネリック医薬品利用促進のため村民へ周知を行う。医療費差額通知の送付、シールの配布、広報紙への掲載を実施する。 |
| 介護予防の推進 | 健康の駅活用推進。各地区の高齢者サロンや運動クラブの介護予防の充実。介護保険関係事業所等との自立支援に向けた研修の実施。 |
| 生活困窮者支援業務 | 生活保護に至る前に、自立の可能性等を調査し、関係機関と連携しながら生活の立て直し、経済的自立に向け必要な支援を行う。 |
| 生活保護相談 | 生活困窮者に対する相談を実施し、個々の状況に応じて生活保護制度や自立支援制度につなぐ。 |

1-3 児童福祉・子育て支援の充実

現況と課題

全国的に問題となっている少子化・高齢化が本村においても進んでおり、子どもたちの育ちへの様々な影響が懸念されています。

また、雇用情勢の変化等により、子育て家庭の就労状況も変化し、子どもが低年齢児の頃から共働き世帯が増えており低年齢児の保育ニーズが多くなっています。保育サービスの利用により、仕事と子育てを両立できる環境づくりが必要であるとともに、子育て家庭の状況や就労意向の変化等多様なニーズへの対応も求められています。

全国的な傾向として、核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中、本村でも、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減し、子育ての孤立化を防ぐため、相談や情報提供の支援や安心して子育てができる環境づくりが求められています。

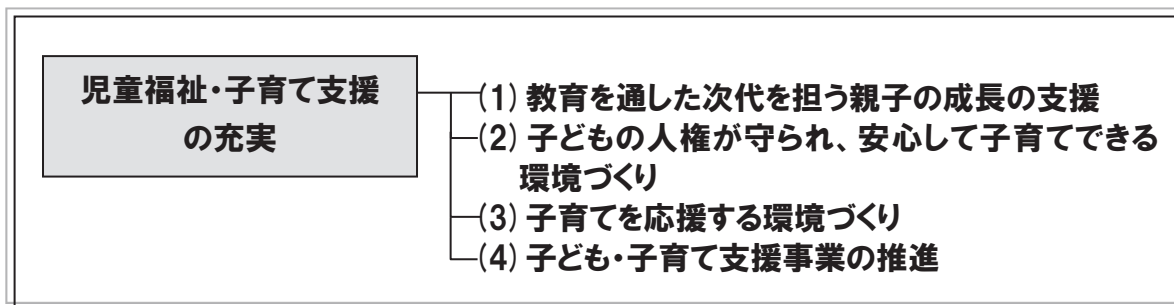
本村では、これまでも地域全体で子育てを支援する体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組んできました。令和2年3月には、子どもを育てるすべての親や、これから子どもを産み育てる次世代の親が、子育てをする喜びを実感し、安心してゆとりを持った子育てができるよう、地域全体で支援していく体制づくりを目指して、「元気なたまかわ 子育て支援プラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。また、認定こども園たまかわクックの森を通しての様々な保育ニーズへの対応、保健センターを中心とした妊娠期から出産、育児等の様々な相談支援を行っています。

今後も、次代を担う子ども一人ひとりが人間性を育み、社会へ参加・参画する「主体」となるよう、地域が一体となって子どもの成長と自立の支援に努める必要があります。

基本方針

- すべての子育て家庭を対象に、多様なニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。
- 子育てに伴う心理的・肉体的な負担軽減を図るため、子育て相談の機会や親同士が交流できる環境を整備し、支援体制の拡充に努めます。
- 子どもの健全な成長を地域全体で見守る体制を整えるとともに、子どもを事故や犯罪から守り、安全で安心できる環境づくりに努めます。
- 子育て家庭が安心して子どもを産み、育てることができるよう、育児に要する経済的負担の軽減に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 教育を通じた次代を担う親子の成長の支援

次代を担う子どもたちが、個性や能力を伸ばし、思いやりの心や郷土愛を育み、心身ともに健やかに成長できるよう、就学前教育や学校教育の創意工夫ある教育内容の充実を図ります。さらに、地域とのつながりの中で信頼される学校運営に努め、学力向上の取り組みや地域の教育資源の活用などにより、特色ある学校教育環境の充実に努めます。学校・家庭・地域が連携し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力向上を目指して取り組みます。

また、地域子育て支援拠点事業の展開により、共働き家庭の増加に伴う多様な保育ニーズへの対応、安心して子育てができるように子育ての不安・負担を取り除くため、地域の子育て支援サービスの充実に努めるとともに、情報交換や情報提供、気軽に相談できる体制づくりを推進します。

(2) 子どもの人権が守られ、安心して子育てできる環境づくり

近年、大きな社会問題となっている児童虐待について、要保護児童対策地域協議会等で、関係団体と連携して情報収集を行い、早期発見・早期対応に努め、要保護児童への効果的な支援・対策を図ります。

(3) 子育てを応援する環境づくり

安心して出産、子育てができるよう、妊婦全戸訪問事業から始まりライフステージを通じて一貫した子育てを応援する相談支援に力を入れます。

(4) 子ども・子育て支援事業の推進

子どもの教育・保育サービスの質的・量的充実を目指し、本村の教育・保育の推進方針を踏まえ、既存の支援事業のさらなる充実を目指しながら、事業の実施を図ります。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|---------------------------------|-----------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 保育所等利用待機児童数 | 人 (単年) | 0 | 0 | 村内待機児童数 |
| 認定こども園たまかわクックの森と保健センターのタイアップ事業数 | 回 (単年) | 5 | 7 | 子育て等に関する連携事業数 |
| 妊婦全戸訪問件数 | 件 (単年) | 20 | 妊婦世帯全戸 | 妊婦全戸訪問件数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。 |
| 一時預かり事業 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行う。 |
| 延長保育 | 保育認定を受けた子どもについて、利用時間を超えて、認定こども園で保育を実施する。 |
| 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 就労等により昼間保護者の不在となる家庭の小学生に対し、遊びを主とする活動を通じて児童の育成と保護者の就労を支援する。 |
| 奨学金事業 | 経済的な理由により進学に支障をきたしている生徒に対し、修学費用を支援する。 |
| たまかわっ子誕生祝金事業 | 子どもの誕生を祝福し、健やかな成長を願い、誕生祝金を支給する。 |
| たまかわっ子子育て支援給付金事業 | 子育てを支援するため、乳幼児を養育している人に、子育て給付金を支給する。 |
| 子育て世代包括支援センター事業 | 教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、必要な支援が届くように努める。 |
| 妊婦全戸訪問事業 | 妊婦の不安解消と、子どもが生まれる前からの関わりを大切にし、妊娠期から出産、子育てまでの継続した相談業務につなげる。 |

1-4 地域で支えあう福祉の推進

本施策は、社会福祉法第107条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。

現況と課題

急速な少子高齢化の進行による一人暮らし高齢者世帯の増加や、家庭や地域社会の機能の変化に伴い、住民福祉へのニーズは多様化し、各種福祉施策の充実とともに地域の支えあい、助けあいの重要性が高まっています。

また、行政が行う福祉サービスばかりでなく、社会福祉協議会、NPO、ボランティア、民間企業などが担う多元的サービスが展開されている現在、地域住民が主体的に取り組む福祉活動を進めていく必要があります。

本村では、独自の福祉活動を展開するボランティア団体の育成に努め、福祉に関わる人材の育成、資質の向上に努めてきました。今後は、社会福祉協議会におけるボランティアセンター機能充実を支援し、増加し続ける福祉ニーズに対応する多様な人材育成・確保を図っていく必要があります。

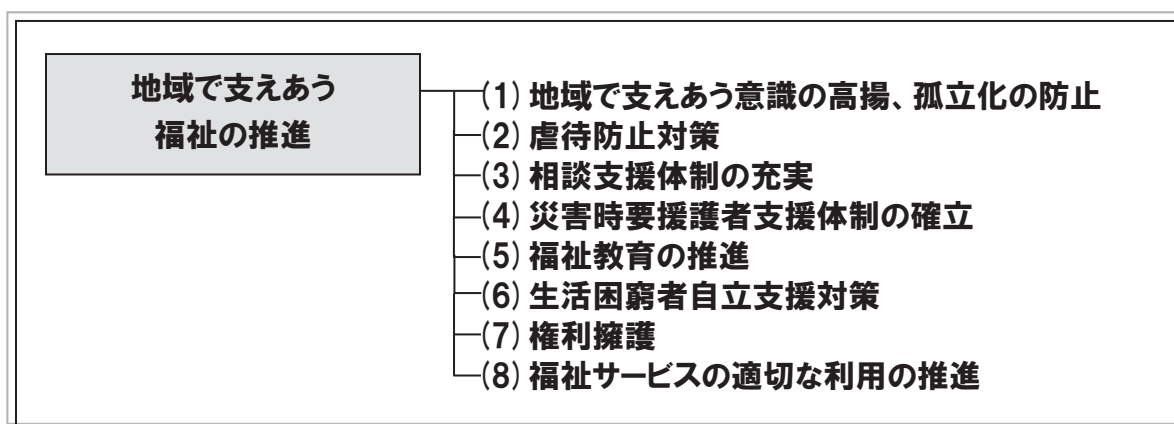
基本方針

利用できる福祉サービスの情報提供の充実を図り、村民生児童委員協議会との連携を密にしながら、高齢者などの孤立化防止に努め、地域におけるコミュニケーションを活性化し、見守り体制や相談機能体制の強化を図ります。

さらに、障がい者や一人暮らし高齢者等を網羅した災害時要支援・要援護者台帳の整備を図り、災害時に迅速な行動ができるよう体制整備を行います。

ボランティア活動団体の立ち上げや育成を支援し、地域福祉を担う人材の育成・確保を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 地域で支えあう意識の高揚、孤立化の防止

地域住民が互いに支えあい、安心して暮らせる地域コミュニティを再生・構築します。また、地域の福祉活動リーダー・ボランティアの育成を図ります。

地域福祉を推進するためには、地域で暮らす誰もが地域の一員であり、それぞれが尊重しあい、ともに生きる、福祉の意識を高めることが重要です。誰もが地域福祉を担う主体であるという認識のもと、地域の課題への関心や理解を持ち、課題解決のために積極的に活動できる地域づくりを推進します。

(2) 虐待防止対策

虐待防止ネットワークの強化を図りながら、関係機関との連携を密にし、虐待等の防止、早期発見・早期対応に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

多種多様なケースに対応し、複合的な課題を抱えた人を支援するために、社会福祉協議会等と連携を図りつつ、横断的かつ包括的な相談・支援を行う相談体制の一層の充実を図ります。

(4) 災害時要援護者支援体制の確立

障がい者や一人暮らし高齢者等を網羅した災害時要支援・要援護者台帳の整備を行います。また、福祉避難所の確保に努めます。

(5) 福祉教育の推進

社会福祉の実践や運動に主体的かつ積極的に参加し、協働していける村民を育成します。

(6) 生活困窮者自立支援対策

生活保護に至る前の生活困窮者に対して、生活自立サポートセンター等関係機関と連携しながら自立を目指した支援に努めます。

(7) 権利擁護

身体・精神・財産等を守るために、支援が必要な人に対して制度の普及や関係機関との連携により支援を行っていきます。

(8) 福祉サービスの適切な利用の推進

利用者個人の状態にあった情報を提供し、福祉サービスの適切な利用に努めます。また、高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯、高齢による免許返納者等で、自動車等の運転が困難で買い物等に支障をきたしている「交通弱者」について、福祉サービスで対応できる支援施策を検討します。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|------------|------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 相談窓口の設置 | 箇所 (累計) | 3 | 4 | 相談が可能な窓口等の設置数 |
| ボランティア養成講座 | 回数 (単年) | 3 | 5 | 年間に開催する養成講座の数 |
| 福祉避難所 | 箇所 (累計) | 1 | 3 | 福祉避難所として指定する施設の数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------|----------------------------------------------------|
| ボランティア養成講座 | 地域の支えあい活動の担い手となるボランティアを養成する。 |
| 虐待防止センター事業 | 毎日24時間体制で虐待に関わる通報等を専用ダイヤルで受け付け、関係機関と連携して防止活動に取り組む。 |
| 権利擁護等に関する啓発活動 | 人権擁護等の理解の促進に努め、成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動を行う。 |
| 一元化相談体制のさらなる充実 | 多種多様な福祉ニーズに応えるべく相談窓口のさらなる向上を図る。 |
| 福祉サービスの適切な利用推進 | サービス計画に則した、個々にあわせたサービス支援を提供する。 |

1-5 障がい者福祉の充実

現況と課題

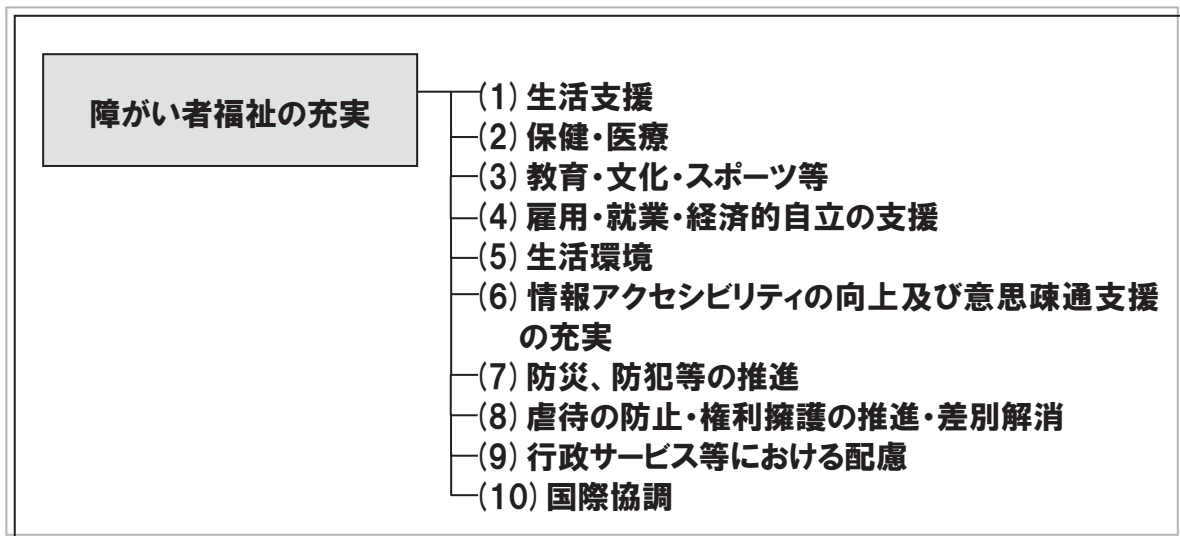
障がい者の抱える生活課題が増大、多様化しているため、自立と社会参加を支えていくには、「身近な相談場所」・「専門的な相談窓口」が必要とされています。

また、施設入所者の地域生活への移行、精神科病院から地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行を促進し、障がい者が地域で自立した生活を送るために、高齢障がい者の社会参加、障がい者の就業が大きな課題となっています。

基本方針

障がい者が、地域で自立し安心して暮らすことができよう支援するための拠点整備や相談支援体制の強化、就労環境の充実、差別のない地域社会の形成を目指し、障がい福祉計画において定めた目標達成に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 生活支援

障がい者が身近な場所で必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受け、様々な社会活動に参加できるように、総合的な相談支援体制の構築や障がい福祉サービスをはじめとする生活を支えるための支援を行います。

(2) 保健・医療

精神障がい者が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、医療の提供・支援を行うとともに、障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図ります。また、保健・医療環境の整備や、難病に関する保健・医療施策、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を推進します。

(3) 教育・文化・スポーツ等

障がいの特性や年齢に応じたきめ細かな療育や教育が適切に行われ、各自の持つ適性や能力が十分に発揮できるよう支援を行います。また、障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

(4) 雇用・就業・経済的自立の支援

働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、各個人の能力等を把握しながら希望する就労の実現支援や、一般就労が困難な人には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように支援します。

(5) 生活環境

障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、道路、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者に配慮した村づくりを推進します。

(6) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの確保・向上に努め、情報提供の充実、意思疎通支援の充実を図ります。

(7) 防災、防犯等の推進

障がい者が地域で安全・安心して生活することができるよう、日頃からの見守り・地域安全活動と防災・防犯対策を推進します。また、消費者被害からの予防対策を推進します。

(8) 虐待の防止・権利擁護の推進・差別解消

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止や、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めます。併せて、障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

(9) 行政サービス等における配慮

障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、職員等における障がい者理解の

促進に努めるとともに、障がい者がその権利を円滑に行使することができるように配慮します。

(10) 国際協調

国際障害者年で掲げられた「完全参加と平等」のスローガンに基づき、国・県等の障がい者分野における国際的な取り組みに可能な限り参加し協力支援を図ります。

また、平等な情報提供や文化芸術活動、スポーツ活動等の分野で障がい者支援を図ります。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|----------------|------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 施設入所者の地域生活への移行 | 人 (累計) | 1 | 1 | 第6期障がい福祉計画参照 |
| 地域生活支援拠点等の整備 | 箇所 (累計) | 0 | 1 | 第6期障がい福祉計画参照 |
| 福祉施設から一般就労への移行 | 人 (累計) | 0 | 3 | 第6期障がい福祉計画参照 |
| 包括的な相談支援体制の整備 | 箇所 (累計) | 0 | 1 | 成年後見制度利用促進計画 第6期障がい福祉計画 |
| 成年後見制度の利用促進 | 人 (累計) | 1 | 2 | 成年後見制度利用促進計画 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------|------------------------------------------|
| 障がい福祉サービス事業 | 障害者総合支援法に基づくサービスの提供・給付等を行う。 |
| 地域生活支援事業 | 障がい者が地域で暮らすための支援を行う。 |
| 成年後見制度利用支援 | 障がい者が社会で不利益や被害を受けないよう、財産管理や身上監護などの支援を行う。 |

1-6 高齢者福祉の充実

現況と課題

本村は高齢者数・率とも増加しており、令和2年3月末には2,042人（高齢化率30.8%）となっています。ここ20年で高齢化率は約10%増加しており、今後もこの傾向は続くと予想され、令和7年には高齢化率は33.5%になることが見込まれています。

また、高齢化に伴い、介護認定者やサービス利用者の増加、高齢者世帯の増加が見込まれます。介護給付費は、令和元年度には約5億5千600万円とここ10年で約2億円増加、後期高齢者医療費も年々増加しており、平成30年度は約9億円を超えています。

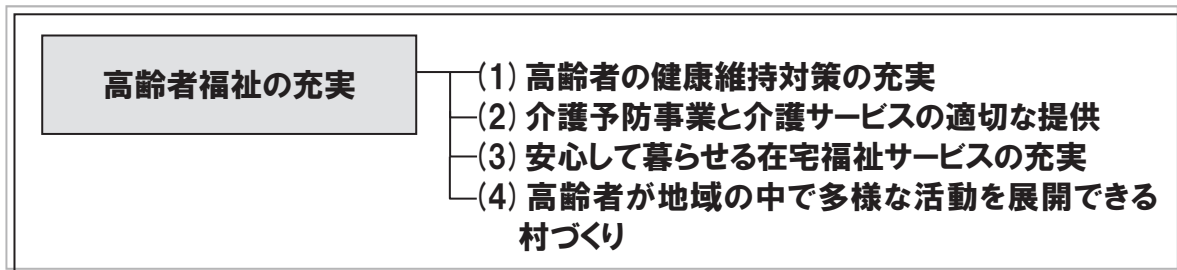
一人暮らし高齢者を含む高齢者のみ世帯の増加も課題となっており、全世帯の約1割（平成30年218世帯）が高齢者世帯です。また、認知症高齢者も推定500人を超えており、介護が必要となる人が今後も増加していきます。

介護を担う若年者は、高齢者とは反対に減少しており、今と同じような介護サービス維持が困難になると予想されます。今後は、いかに介護予防を実践し、介護給付費や医療費の増加を抑制するかが課題となります。

基本方針

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して元気に暮らし続けることができる村づくりを推進します。また、自分らしく生きがいを持って暮らせるよう、社会や地域での交流や支えあいを通じて介護予防ができる環境を整備します。

施策の体系



主要施策

(1) 高齢者の健康維持対策の充実

高齢者が要支援・要介護状態にならずに地域の中で生活できるよう、健康づくりや

介護予防が実践できる環境をつくります。

(2) 介護予防事業と介護サービスの適切な提供

地域包括支援センターとの連携を通じ、介護予防の充実を継続し、地域の中で必要なサービスが安心して受けられるような体制を構築していきます。

(3) 安心して暮らせる在宅福祉サービスの充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において生活していけるように、高齢者の通院、買い物等の外出支援サービス等の充実を図ります。また、村内の各団体やボランティアなどを活用し地域全体で高齢者を見守る体制を強化します。

(4) 高齢者が地域の中で多様な活動を展開できる村づくり

高齢者が地域の中で生きがいを持って活動し、社会活動や文化活動などに積極的に参加できる村づくりを推進します。公民館や元気スポーツクラブ等の事業を充実し、高齢者が自ら実施するボランティアの場の創設に努めるとともに、就労を支援していきます。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|----------------|-----------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 要介護認定率の抑制 | % (単年) | 17 | 17 | 要介護・事業対象者 数からみた割合 |
| 生活支援ボランティア登録数 | 人 (累計) | — | 30 | 生活支援ボランティ ア登録人数 |
| 生活支援ボランティア利用人数 | 人 (累計) | — | 15 | 生活支援ボランティ ア利用人数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------|----------------------------------------------------------------|
| 自立支援に向けた取り組み | 自立支援型地域ケア会議や研修会の開催や関係職員の自立支援に向けた意識の向上を図る。 |
| 介護予防事業の充実 | 高齢者地区サロンなど身近にできる運動の場の提供を支援する。 |
| 生活支援体制整備事業 | 地域で困った高齢者が受けられるボランティアサービス等のシステム化を図る。 |
| 認知症施策推進事業 | 認知症になっても安心して生活できるような地域の理解や見守りなど |
| 生活支援コーディネーター事業 | 誰もが住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域の困りごとや助け合い活動、人材を把握し、地域の人とともに支援体制を構築する。 |

2. 環境にやさしい安全・便利な村づくり

2-1 環境衛生の充実

現況と課題

現在、ごみ収集は、5種17分別で行っており、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみはステーション方式、粗大ごみは戸別回収で実施しています。

可燃ごみは石川地方生活環境施設組合で焼却処理し、不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみはきららクリーンセンターで分別、処理されています。

ごみ処理量は、可燃ごみは増加傾向、不燃ごみ・粗大ごみは横ばい、資源ごみについては減少傾向にあります。

分別方法や収集日、指定袋以外での排出など、ルールやマナーを守らない人がいることや、家電の不法投棄やごみのポイ捨てが目立つことから、分別回収とルール、マナーの徹底を図る必要があります。

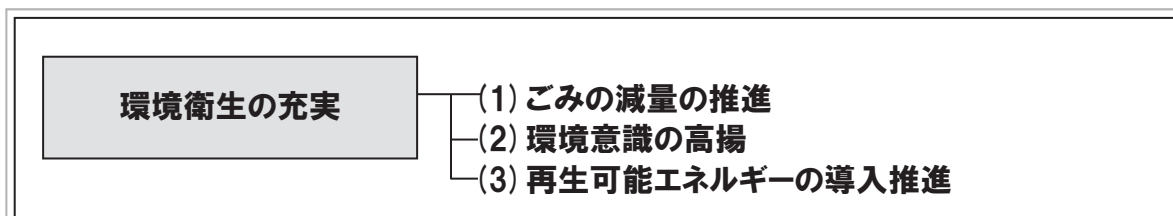
再生可能エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金を平成22年度から交付しています。平成24年度～27年度には、たまかわ文化体育館等6つの公共施設を防災拠点と位置づけ、太陽光発電設備を設置しました。環境にやさしい村づくりのため、使用エネルギーの見える化や効率的なエネルギーの使用を推進するほか、国の電力施策に関する情報収集と周知を迅速に行う必要があります。

基本方針

ごみの分別徹底を推進するとともに、3R（リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（資源化））の啓発に力を入れます。特に、家庭系一般廃棄物の減量化の啓発、不法投棄対策を推進します。

また、再生可能エネルギーの導入や環境にやさしい村づくりを推進します。

施策の体系



主要施策

(1) ごみの減量の推進

ごみ分別のルールを徹底するとともに、ごみ減量化に関する啓発活動を積極的に推進するほか、外国人等へ向けた分別の案内など、先進事例の調査・研究を行い、ごみの排出量減少に向けた取り組みを推進します。

(2) 環境意識の高揚

村内の商業施設等と協力・連携し、より一層のレジ袋削減やマイバッグの持参の呼びかけのほか、広報紙等によるごみ再資源化・再利用に関する啓発に取り組み、環境問題への理解を深めるとともに、不法投棄等のない美しい村づくりを推進します。

(3) 再生可能エネルギーの導入推進

世界的な環境問題に対する関心の高まりや、国のエネルギー政策等を注視しつつ、再生可能エネルギーについて村民の意識啓発を推進するとともに、新たな再生可能エネルギーの導入促進等について必要に応じ検討を行います。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|----------------|------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 1人当たり可燃ごみ排出量 | Kg (単年) | 162 | 160 | 1人当たり年間可燃ごみ排出量 |
| 住宅用太陽光発電システム出力 | Kw (累計) | 503.73 | 600 | 太陽光発電システム設置における総出力 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------------|-------------------------------------------------|
| 一般廃棄物事業 | 資源ごみのリサイクル化、減量化の推進等に取り組む。 |
| 石川地方生活環境施設組合事業 | 石川地方生活環境施設組合への負担金等 |
| 環境意識啓発事業 | マイバッグの持参の呼びかけのほか、環境に対する身近な取り組みについて広報紙等により啓発を行う。 |
| 再生可能エネルギー導入促進事業 | 住宅用太陽光発電システム導入補助等により、再生可能エネルギーの導入促進を図る。 |

2-2 自然環境の保全と循環型社会の構築

現況と課題

阿武隈山系に抱かれ、豊かな自然環境を有する本村は、生活雑排水の減少化により水質は向上しています。

また、山林等での自然環境を守るため、不法投棄監視員による巡回パトロールや監視カメラによる投棄の未然防止に努めています。しかし、人目につかない山林や河川敷では、残念ながら不法投棄が多い状況にあり、その対策が必要です。

地球温暖化を起因とする世界的な異常気象が近年多発しており、地球温暖化の防止と循環型社会の構築は本村においても推進していく必要があります、村民や村内事業者等と認識を共有し、共通の目標に向かって行動していくことが必要です。

基本方針

河川水の水質検査を行い、水質の監視を継続するとともに、自然環境・生態系の維持に努め、利活用を図ります。また、地球温暖化の防止に努め、村民の地球にやさしいライフスタイルについて啓発し、環境負荷を低減する社会の実現を目指します。

施策の体系

自然環境の保全と
循環型社会の構築

- (1) 自然環境の保全
- (2) 自然の活用
- (3) 地球温暖化の防止と循環型社会の構築

主要施策

(1) 自然環境の保全

自然環境を守る体制を村民と構築するとともに、河川の水質検査を継続的に実施し、自然保護・保全に取り組みます。

(2) 自然の活用

観光における自然体験や、緑の少年団による環境学習体験、阿武隈川サミットによる源流体験ツアー、観光や教育、広域連携などにおいても自然を活かした村づくりを推進します。

(3) 地球温暖化の防止と循環型社会の構築

第3次玉川村地球温暖化対策実行計画の策定に取り組み、地球温暖化防止対策を推進するとともに、地球にやさしいライフスタイルの啓発に取り組みます。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|----------------------|--------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 河川水の生物化学的酸素要求量(BOD)値 | mg/L (単年) | 0.5以下~3.9 | 3以下 | 3mg/L以下が親水に適している |
| CO ₂ 削減目標 | t (累計) | 797 | 679 | 玉川村地球温暖化対策実行計画(事務事業編) |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------------|-----------------------------------------|
| 水質保全事業 | 村内河川(阿武隈川、泉郷川、金波川、東川、金堀川、下境沢川)の水質検査を行う。 |
| 環境保全事業 | 衛生用薬剤配布等 |
| 自然体験・環境学習体験等の教室、イベント事業 | 自然を活かした観光自然体験、環境学習体験、源流体験ツアー等の実施事業を行う。 |

2-3 安全で安定した水道水の供給

現況と課題

住民生活になくてはならない上水道事業については、給水開始以来、福島空港の開港、地下水の枯渇による変更認可の取得、未普及地域の解消など、様々な社会情勢の変化に柔軟に対応してきました。平成19年の県中水道用水供給企業団の撤退により、その代替え取水の確保が急務となりましたが、新たな水源を2か所確保し、そのうち、蒜生地区の鬼淵水源地の開発により安定して取水ができています。また、四辻新田区地内における水源開発によりある程度の安定取水量が見込まれたため、水道未普及地域への水道整備を実施する予定です。

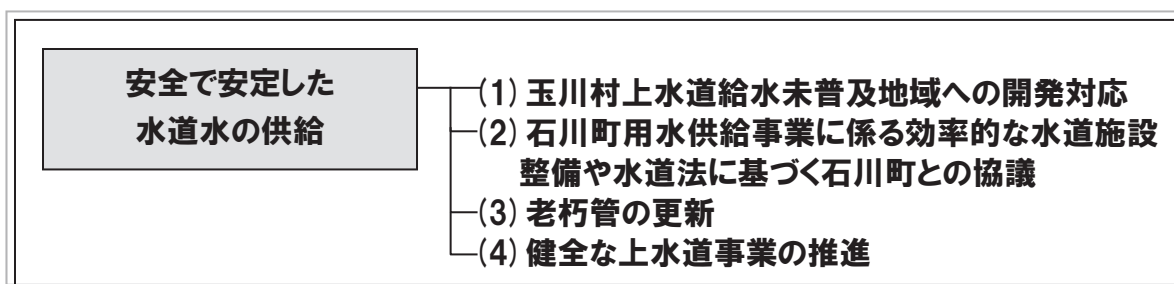
母畑浄水場の老朽化に伴い、玉川村上水道事業も、浄水場整備にかかる費用負担や送水施設（ポンプ場や送水管の整備）や配水施設（配水池）の位置を検討しながら、さらなる未普及地域の解消を検討する必要があります。

玉川村上水道事業については、将来にわたり常に安心して安全な水道水を村民へ安定的に供給する責務があります。今後は、未給水区域へ水道水を供給し給水人口を増やす対策や普及率の向上を図るとともに、老朽管の計画的な更新により、安定的な公営企業としての経営基盤強化を図っていく必要があります。

基本方針

安全で安心できる良質な水を安定供給し、経営改善を図ります。また、新たな水源を活用し未普及地域の整備を図ります。

施策の体系



主要施策

- (1) 玉川村上水道給水未普及地域への開発対応
水道未普及地域の水道施設整備を実施します。

(2) 石川町用水供給事業に係る効率的な水道施設整備や水道法に基づく石川町との協議

水道法に基づく石川町と玉川村の効率的な水道用水供給事業の確立と水道施設の整備を図ります。

(3) 老朽管の更新

老朽化した配水管を地震に強い管路に計画的に更新します。

(4) 健全な上水道事業の推進

適正な水道料金算定に努めるため、費用対効果を考え、常にコスト意識を持ちながら効率的に経営基盤強化を図ります。

また、今後の適切な運営管理を行うため、施設の集約、再編、さらには他上水道事業者との連携に向けた広域的な取り組みを図ります。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|----------------|----|----------------|----------------|-----------------------------|
| 水道普及率 | % | 83.9 | 92.0 | 給水人口/給水区域内人口 |
| 老朽化した管路の布設替更新率 | % | 30.7 | 37.0 | 耐用年数を過ぎた管路の更新の割合 |
| 有収率 | % | 83.7 | 85.0 | 年間総有収水量/年間総排水量 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------------|----------------------------------------------|
| 水道未普及地域解消事業 | 四辻新田水源を利用し、四辻新田・河平・青井沢・小半弓・千五沢地区を中心とした水道施設整備 |
| 水道法に基づく用水供給事業 | 石川町用水供給事業による効率的な水道施設整備 |
| 老朽管更新事業 | 老朽化した配水管の更新を行う。 |
| 生活基盤施設耐震化等交付金事業 | 重要給水施設への配水管路の整備 |

2-4 公園・緑地・水辺の整備

現況と課題

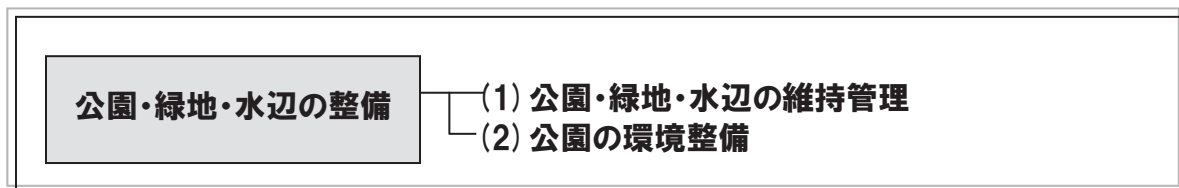
中池公園、大寺城公園、乙字ヶ滝公園、東野の清流、工業団地公園については、地域団体等との連携により、良好な状態の公園維持管理が図られています。

しかし、公園を利用する村民は決して多くはなく、もっと身近な公園となるよう遊具の設置等を含めた環境整備や地域外から公園を訪れる来訪者など、それぞれの目的にあった公園のあり方について検討する必要があります。

基本方針

安全で快適に利用できる公園の維持管理及び環境整備を行うための公園のあり方について検討し、公園の利用向上に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 公園・緑地・水辺の維持管理

公園・緑地・水辺について、良好な状態で利用できるよう地域団体等と連携して維持管理に努めます。また、国土交通省との連携による水辺に親しむ「かわまちづくり」を推進します。

(2) 公園の環境整備

近隣住民、来訪者が訪れやすい、人が集う公園のあり方について検討し、公園環境整備運営に努めます。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|---------------|-----------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 村民の満足度 | % | 19.7 | 27 | 本計画策定時に実施するアンケート結果 |
| 公園環境の向上に資する事業 | 件 (累計) | — | 5 | 公園整備等の事業による改善件数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------|-----------------------------------|
| 公園の適正管理 | 地域団体等との連携を図り、公園の維持管理を行う。 |
| 親水関係事業 | 国土交通省との連携による水辺に親しむ「かわまちづくり」を推進する。 |
| 公園整備等の検討 | 公園のあり方等について検討する。 |

2-5 下水道・排水処理施設の整備

現況と課題

本村では、農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とし、農業集落における「し尿、生活雑排水」等の処理を農業集落排水事業と合併処理浄化槽設置整備事業により行っており、川辺、竜崎、須釜処理区の3地区で供用している建物、機械設備等の更新が必要となっています。

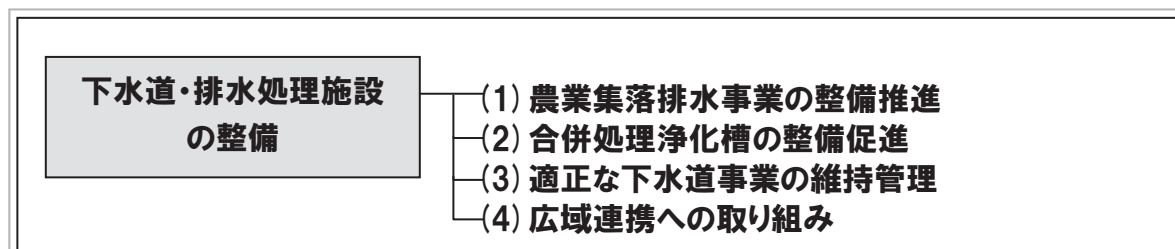
平成30年度～令和4年度までの5年間において、玉川地区の整備を実施していますが、事業量も多く原材料や人件費等の高騰等により工事費が増額となるため、その財源確保が必要となります。

合併処理浄化槽については、農業集落排水事業区域以外で、引き続き整備対応を行う必要があります。

基本方針

玉川地区の農業集落排水事業の早期完成を目指します。農業集落排水事業の計画区域外は、合併処理浄化槽設置整備事業を活用し、計画的に導入を促進し、村内における公共用水域の水質保全を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 農業集落排水事業の整備推進

農業集落排水事業の未整備地区となっている玉川地区の早期完成を目指します。また、現在稼働している処理施設の長寿命化に向けた取り組みを計画的に推進します。

(2) 合併処理浄化槽の整備促進

農業集落排水事業の計画区域外では、合併処理浄化槽の整備促進に引き続き対応します。

(3) 適正な下水道事業の維持管理

農業集落排水事業の公営企業会計法適用化を図り、健全な下水道事業の維持管理に努めます。

(4) 広域連携への取り組み

今後の適切な運営管理を行うため、施設の集約、再編、さらには、他下水道事業者との広域的な連携に向けた取り組みを図ります。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|-----------|----|----------------|----------------|---------------------------------------------|
| 汚水処理人口普及率 | % | 77.0 | 90.0 | 村内人口を分母に、 農集区域内の接続人口と合併浄化槽設置人口を分子に普及率を算出 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------------|-------------------------------------|
| 玉川地区の整備 | 農業集落排水事業(蒜生・小高・中・岩法寺地区の一部)の整備 |
| 合併浄化槽の整備 | 地方創生汚水処理施設整備事業 |
| 更新事業の推進 | 川辺・竜崎・須釜処理区の処理場等更新工事 |
| 汚水処理事業の広域化・共同化計画検討会 | 広域化・共同化の実施可能性案件洗出し、関係市町村等との検討協議を行う。 |

2-6 合理的な土地利用の推進

現況と課題

村の土地利用のあり方については、平成 27 年度に策定した国土利用計画（第 4 次玉川村計画）に基づいて進めています。土地利用に当たっては 3 つの地域区分を定め、本村人口の 7 割が居住し、交通の便にも優れた西部地域は、本村の核としての土地利用を推進し、福島空港の所在する中央部は、人口減少社会を見据えた住宅地等の誘導を行い、自然が豊かな東部地域は、「職・住・遊」の新たな拠点としての土地利用を推進しています。民間との協働による計画推進を図ってはいますが、計画的な土地利用の誘導をどのように推進するかが課題となります。

宅地利用については、人口減少問題を克服するため、第 6 次玉川村振興計画の計画期間中、住宅政策を推進していきませんが、優良農地が多い本村では、民間の宅地開発等を誘導するにも法的な制約等が生じるため、宅地誘導の検討に当たっては、各法律の制約・条件等を考慮し、農地転用が比較的容易なエリアを検討する必要があります。

農地については、条件がよい場所であっても耕作放棄地が増えており、条件の悪い農地では急激に増加しているのが現状です。農業者の高齢化・後継者不足等要因は様々ですが、すべての農地を維持管理していくことは困難であるため、守るべき農地を明確にし、いかにして優良農地を守っていくかが今後の課題となっています。

また、国有林が広がる東部地区については、東野の清流やたまかわ観光交流施設等が所在する自然豊かな地域です。自然を保護しつつ、新たな産業を生み出しながら、来村する人が自然と親しむ仕組みづくりも、村民と協議しながら整えていく必要があります。

農業、住宅施策、自然観光など、土地利用は最も基礎となる重要な政策の一つであることから、今後、土地利用のあり方については、迅速かつ慎重に検討して対策を講じていく必要があります。

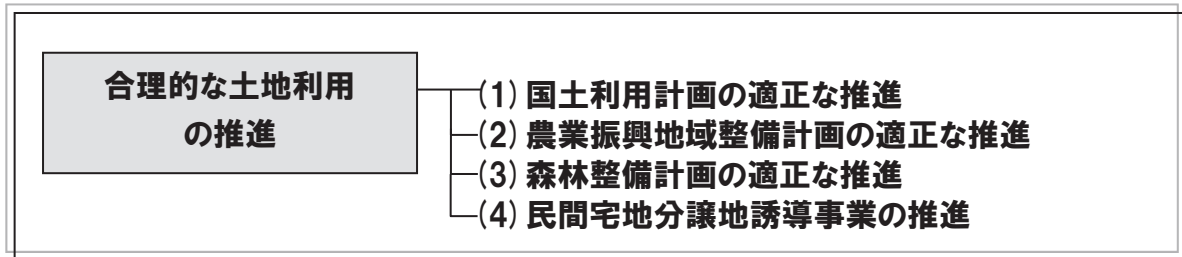
基本方針

今後の土地利用については、自然豊かな環境を維持しつつも、一方では住宅政策を進める計画であるため、自然環境との調和を十分に配慮して推進していきます。

また、宅地開発を進めるに当たっては、村として誘導策や支援施策を整え、民間投資を活性化させながら連携して推進します。

計画的な土地利用に当たっては、現状と今後の施策を十分に考慮し、国土利用計画・農業振興地域整備計画・森林整備計画等に定める施策を効率的に推進し、耕作放棄地の解消に努めるとともに、守るべき農地と宅地等の色分けの検討を行います。併せて、企業誘致を行うための土地利用についても検討します。

施策の体系



主要施策

(1) 国土利用計画の適正な推進

国土利用計画（第4次玉川村計画）に基づき、各地域の特性に沿った土地の利用を推進し、人口減少対策や地域経済の活性化に向けた取り組みを行います。

移住・定住の促進、新たな観光産業の構築、遊休農地の解消に向けた土地の利用を推進します。

(2) 農業振興地域整備計画の適正な推進

農業振興地域整備計画に基づき、地域ごとの特色にあわせた振興施策を推進し、耕作放棄地の拡大を抑制しながら、農地の適正な利活用を推進します。

(3) 森林整備計画の適正な推進

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林整備計画の適正な推進を図ります。また、計画に則った森林再生事業を推進します。

(4) 民間宅地分譲地誘導事業の推進

民間事業者による宅地造成等を促進するため、宅地開発等が円滑に推進できるための環境整備等の支援施策を行います。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|-------------------------|------------|----------------|----------------|----------------------------------------------|
| 宅地化面積 | ha (累計) | 235 | 239 | 固定資産税概要調書 に基づく5年後の一般 宅地転換(利用)の面積 累計 |
| 耕作放棄地調査におけるA 分類農地の面積 | ha (累計) | 68.6 | 68.6 | 農業委員会が調査する 耕作放棄地の面積 |
| 農業委員会が実施する非農地 判断の面積 | ha | 213 | 223 | 非農地判断により農地 から除外される面積の 累計 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 各種計画の計画的な見直し と適切な運用 | 地域の実情にあった各計画 の見直しを実施し、適切 な運用により、計画的で 合理的な土地利用を推進 する。 |
| 土地利用誘導施策の推進 | 計画的な土地利用を推進 するため、誘導施策を構 築・実施する。 |

2-7 居住環境の整備と空き家対策の推進

現況と課題

村内の空き家対策については、「空き家等対策計画」に基づき「空き家・空き地バンク事業」により、空き家・空き地の流動化による利用促進を図りながら、情報収集とその対策のための調査を行い、倒壊の危険性や防犯上の観点も踏まえた対策も併せて講じていく必要があります。

公営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」に基づき管理していますが、一部住宅の老朽化に伴い、政策的に新規入居者の募集を行わず、取り壊し等の検討が必要な公営住宅もあり、現在入居している人の転居等多くの課題があります。

また、公営住宅の跡地利用等については、民間住宅用地への転換等を検討するなど、他事業との調整を行い総合的に事業展開していくことが考えられます。

基本方針

定住・移住を促進するため、民間による住環境の整備が進んでいることを受けて、本村では定住・移住に係る経済的負担軽減を図るさらなる取り組みを推進します。また、空き家・空き地や空き店舗等についても支援事業を導入し、利用促進を図ります。

適切に管理されていない空き家等が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応を図ります。

公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安全性、衛生面等に配慮しながら、適正に維持管理します。

施策の体系

居住環境の整備と
空き家対策の推進

- (1) 移住者・定住者への支援
- (2) 空き家等対策の推進
- (3) 公営住宅の入居充実

主要施策

(1) 移住者・定住者への支援

新たな移住者居住支援補助事業・戸建て中古住宅取得補助事業・若年層定住促進補助事業等により推進を図ります。また、民間との協働による宅地開発等の事業を積極

的に推進します。

(2) 空き家等対策の推進

空き家・空き店舗等については、再利用可能なもの、危険性の高いもの等に区分しながら、それぞれに合致した政策支援を実行していきます。また、「空き家・空き地バンク事業」を充実させ、移住者等への情報提供を行います。

管理不全の迷惑空き家解消による環境改善を啓発・推進し、空き家の利活用や除却等を含めた具体的な支援施策を検討します。

(3) 公営住宅の入居充実

住宅困窮者の生活を支援するため、低廉な家賃の住宅を供給するとともに、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、修繕等の維持管理により、入居者の居住環境の安定を図ります。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|-------------------|------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 移住定住促進補助事業の利用世帯数 | 世帯 (累計) | 103 | 110 | 移住定住促進補助事業利用世帯数 |
| 空き家・空き地バンク利活用成立件数 | 件 (累計) | 7 | 12 | 空き家・空き地バンク利用による成立件数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|-----------------------------------------------------|
| 移住者居住支援補助事業 | 新たに玉川村へ転入し、新築住宅を取得した人へ補助金を交付する。 |
| 戸建て中古住宅取得補助事業 | 新たに玉川村に転入し、中古住宅を購入した人へ補助金を交付する。 |
| 若年層定住促進補助事業 | 村内に住所を有する45歳未満の人で、村内に定住する意志を持ち、新築住宅を取得した人へ補助金を交付する。 |
| 空き家対策事業 | 空き家・空き地バンクを活用した情報の発信を行い、空き家等の利活用促進を図る。 |
| 公営住宅維持管理事業 | 公営住宅の修繕等の維持管理を行う。 |

2-8 道路・交通ネットワークの整備

現況と課題

本村の主要道路としては、国道 118 号、県道 7 路線、村道 303 路線があります。また、あぶくま高原道路が平成 23 年 3 月に全面開通し、本村を取り巻く道路網の整備が進んでいます。今後は、本村が管理する村道の維持管理及び橋梁の点検による計画的な維持修繕が求められています。

あぶくま高原道路については、東北自動車道と常磐自動車道を連結する地域高規格道路として大変利便性がありますが、玉川 I C と矢吹 I C 間が有料区間となっているため、「あぶくま高原道路利活用促進協議会」に参加し道路沿線の活性化のため、有料区間の廃止を県に求めています。

また、本村には福島県の空の玄関口「福島空港」が所在し、地域づくりにおける重要な施設となっており、空港を活かした村づくりを推進しています。しかし、JAL の撤退や東日本大震災を起因とする国際定期路線がなくなったことなどを主な要因として、空港の年間利用者数は、平成 11 年度のピーク時から約 3 分の 1 にまで減少しています。近年は、国内、国際線と新たな路線のチャーター便を誘致し、路線を確保するための活動が推進されていますが、新たな路線の確保には至っておらず、今後も関係機関と連携し、路線確保につながる活動を推進し、空港の利便性向上を図る必要があります。

公共交通機関としては、JR 東日本が運営する水郡線と福島交通株式会社が運営する路線バスがあります。しかし、自家用車の普及、生活環境の変化などに伴い、水郡線は通勤・通学時間帯以外の利用者が少ない状況で、路線バスも、須賀川駅と磐城石川駅の区間において 2 路線が運行していますが、ともに赤字路線となっています。鉄道・路線バスの利用者の減少が進んでおり、今後、利用者の増加に向けた取り組みが必要です。

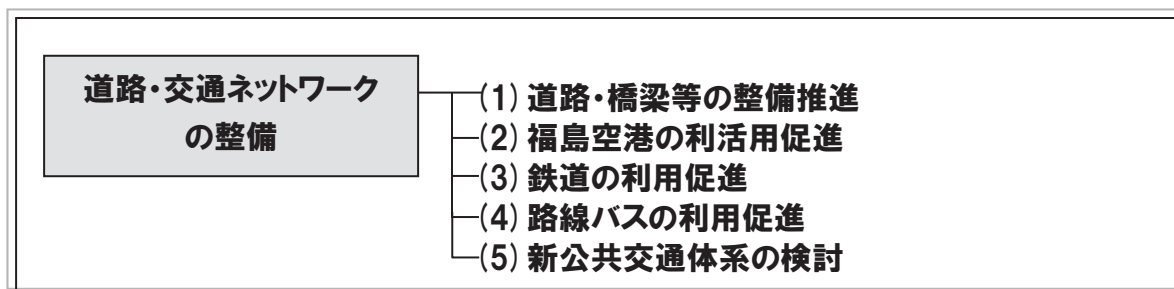
基本方針

道路においては、村道の維持管理に努め、橋梁の点検による整備計画を策定し、計画的な修繕により長寿命化を図っていきます。

また、福島空港の就航先との交流を促進し、相互交流による空港の利活用向上を図るとともに、県や関係機関と協力し、福島空港の新規路線の開拓などを推進します。

「玉川村地域公共交通網形成計画」との整合を図り、鉄道・路線バスの利用者増加策を関係機関と協力して推進するとともに、新たな公共交通体系の構築を検討します。

施策の体系



主要施策

(1) 道路・橋梁等の整備推進

生活道路について、各行政区からの請願道路の重要性を考慮しながら整備し、幹線道路については、福島空港、国道 118 号、あぶくま高原道路及び一般県道等のアクセスに重視し整備促進を図ります。また、橋梁についても長寿命化を図って補修等を行います。

(2) 福島空港の利活用促進

空港は地域づくりの大きな役割を担っており、地域、関係機関と連携し、賑わいづくりを推進しながら、空港の利用促進を図ります。そのためにも、関係機関と連携しながら新たな就航先開拓、空港利用者の利便性向上を図る要望活動を行うとともに、就航先との地域間交流を推進します。

(3) 鉄道の利用促進

駅舎トイレの整備、駐輪場の補修などの環境整備を関係機関に働きかけ、利便性の向上に努め、鉄道の利用を促進します。

(4) 路線バスの利用促進

村民の利便性の向上を図るため、バスダイヤの適正化を路線沿線の市町村とともに関係機関への働きかけに努め、路線バスの利用を促進します。

(5) 新公共交通体系の検討

先進自治体の取り組みを調査するとともに、地域性や村民ニーズを把握し、本村にあった新たな公共交通体系の構築を検討します。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|-------------------------|-----------|----------------|-----------------|-----------------------------|
| 村道改良率 | % | 75.2 | 78.0 | 社会資本整備総合交付金事業等による整備計画 |
| 村道舗装率 | % | 82.0 | 85.0 | |
| 福島空港利活用促進事業 年間利用者平均数 | 人 (平均) | 91 (前期間平均値) | 150 (後期間平均値) | 村利活用補助金の利 用人数計画期間平均 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 道路・橋梁の整備補修等 事業 | 道路・橋梁の重要性を考慮しながら、長寿命化を図って補修等を行う。 |
| 新規路線の開拓 | 関係機関と連携し、新たな路線確保に向けた要望活動を行い空港の利便性向上を図る。 |
| 就航先との交流 | 就航先との交流を図ることにより、相互の往来を促進し、航空機を活用して人・モノが動くことにより、新規路線、既存路線の継続を図る。 |
| 福島空港利活用促進事業 | 福島空港から離発着する航空機の利用促進を図るため、村民が航空機を利用しやすい環境の支援を行う。 |
| 赤字バス路線運賃収入補 填事業 | バス事業者への運賃収入補填を継続実施する。 |

2-9 消防・救急体制の充実

現況と課題

平成 28 年度に須賀川消防署玉川派出所が石川消防署玉川分署へ格上げされて消防救急対策の充実が図られ、住民生活の安全・安心に大きく貢献しています。

消防団については、団員数の現状維持が困難となっており、退団者不補充に伴う欠員が出てきている分団もあります。今後は少子化による消防団員適齢者の減少が見込まれるため、団員確保がより困難になるものと思われます。

訓練については、消火訓練と婦人消防隊を含めた救命講習会を実施しています。

また、消防団協力員を平成 26 年度より委嘱しており、緊急時の消防活動への協力体制を整備していますが、消防団員の確保と訓練の充実による消防団活動の強化と団員の資質向上を図るとともに、消防施設については計画的な整備と更新に努めていく必要があります。

基本方針

地域における消防体制の強化・充実を図るとともに、消防資機材の定期点検と更新を計画的に進めます。また、将来の消防団員不足を考慮し、消防団組織の改編・見直しや女性消防団員の登用も検討します。

施策の体系

消防・救急体制の充実

- (1) 消防・救急体制の充実
- (2) 消防団の充実
- (3) 消防資機材等の整備

主要施策

(1) 消防・救急体制の充実

広域的な応援体制の充実に努め、救命に関する技能の普及を図っていきます。

(2) 消防団の充実

消防団員の確保と訓練の充実によって、消防活動の強化と団員の資質向上を図るとともに、各行政区と連携しながら玉川村消防団協力員を確保し、応援体制の強化を図っていきます。

(3) 消防資機材等の整備

消防車両など消防資機材の充実に努めるとともに、住宅用火災報知器の設置促進及び防火指導に努めます。また、消防水利の整備及び老朽化した消防設備の更新に努めます。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|--------------|------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 救命講習会の受講者数 | 人 (単年) | 13 | 44 | 消防団員 33 名、婦人消防隊 11 名 |
| 玉川村消防団協力員の人数 | 人 (単年) | 11 | 20 | 消防活動への応援体制人員 |
| 消防水利設置目標 | 箇所 (累計) | 227 | 232 | 防火水槽・消火栓を設置した延べ箇所数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------|-----------------------|
| 消防団員確保対策 | 消防団員の確保のための取り組みを推進する。 |
| 救命講習会事業 | 救命に関する技能講習会の開催 |
| 消防団資機材点検・更新 | 消防車両等の消防資機材の定期的な点検・更新 |

2-10 防災体制の整備

現況と課題

防災、消防に対する行政の役割は増大しており、火災のみならず自然災害やテロ災害、武力攻撃災害に対応するための危機管理体制の整備が強く求められています。

台風や集中豪雨（ゲリラ豪雨）などによる自然災害は、毎年のように我が国の広い地域で大きな被害をもたらし、年々その被害も甚大になってきており、多くの課題が浮き彫りとなってきています。

令和元年 10 月の台風 19 号による阿武隈川氾濫は、本村に甚大な被害をもたらしました。地域防災計画や防災の手引き、ハザードマップ等の資料についても適宜更新、作成が必要とされます。

また、防災関係資機材についても応急措置に必要な資機材について購入・保管していく必要があります。

今後、自主防災組織の育成・支援に努め、防災訓練等の普及を図り、避難方法や防災意識の高揚に努めていく必要があります。

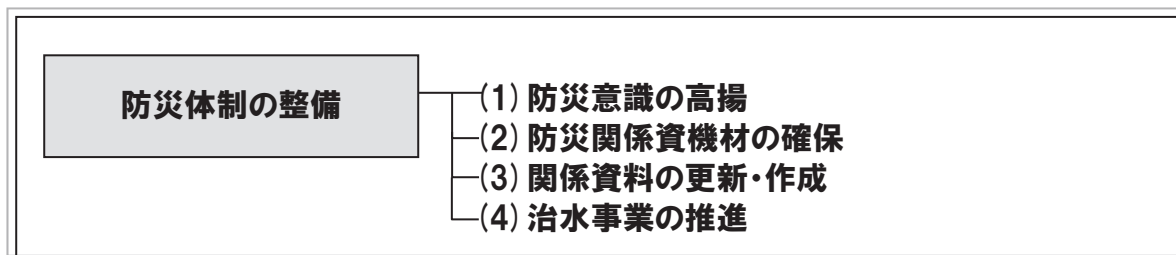
基本方針

あらゆる災害に強い村づくりを目指し、地域防災力の強化を図ります。

自主防災組織の育成を図るとともに、防災訓練等の充実を図ります。

自然災害に備え、河川改修、急傾斜地対策など治山・治水事業を推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 防災意識の高揚

自主防災組織等の育成に努めるとともに、救命講習会、総合防災訓練の充実を図り、「自助・共助・公助」の村づくりを推進します。

(2) 防災関係資機材の確保

土嚢袋やビニールシート、食料品・飲料水等の防災関係資機材について、調査・研究しながら必要量の確保・保管に努めます。

(3) 関係資料の更新・作成

安全・安心な地域づくりに対応するため、既存資料の随時更新と必要な資料等の作成を行っていきます。

(4) 治水事業の推進

改善が必要な箇所について、国・県等に対して早期整備を要望していきます。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|--------------|-----------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 防災意識の普及啓発事業数 | 件 (単年) | 5 | 10 | 防災意識啓発のための 事業件数 |
| 防災救難救助訓練事業 | 件 (単年) | 9 | 12 | 防災救難救助訓練事 業の開催件数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------|----------------------------------------------|
| 防災組織の育成 | 自主防災組織の育成を図る。 |
| 防災関係資機材の確保事業 | 防災倉庫を利用し、土嚢袋や食料品・飲料水、避難所感染症防止対策用の資機材等の確保を行う。 |
| ハザードマップの更新 | 水害・土砂災害に対するハザードマップの更新 |
| 治水事業 | 改善必要箇所等について、国・県等に対して要望活動を行う。 |

2-11 交通安全・防犯対策・消費者対策の充実

現況と課題

本村では、高齢者交通安全指導隊による、高齢者に対する交通安全への啓発や交通安全施設の整備、交通事故多発地帯の周知と解消に努めていますが、令和元年度の交通事故発生件数は13件で、死者数は0人、負傷者数は14人となっており、交通事故のない村づくりをさらに推進していく必要があります。また、交通事故防止啓発の一環として、交通教育専門員等の関係機関と連携のもと、児童・生徒及び高齢者の交通安全教育促進を図る必要があります。

防犯対策では、安全安心たまかわこぶし隊を中心に、地域・関係団体・行政が協力した防犯体制づくりに努めています。また、石川地区玉川村防犯指導隊員による防犯パトロールを定期的実施し、事件・事故を未然に防ぐ取り組みを実施しており、特に、4月10日、10月10日は「地域安全の日」として、消防団・行政区・こぶし隊を中心に防犯活動を行っています。こうした防犯体制をさらに充実していくとともに、夜間の安全確保等のため、主要道路等における防犯灯の新設促進の取り組みなど、村民と連携した防犯活動・防犯体制整備を推進していく必要があります。

消費者対策では、悪質な詐欺被害が増加しており、「なりすまし詐欺防止ネットワーク」を中心に、被害の未然防止に努めていく必要があります。詐欺の手法は多様化しており、高齢者だけでなく若年層の被害もみられ、村民からの相談対応のための体制整備が必要となります。

基本方針

交通事故危険箇所の把握に努め、安全施設の整備を推進するとともに、児童・生徒の交通安全教育や高齢者を対象とした交通教室等を充実します。また、防犯対策、消費者対策について、村民・地域・各種団体と協力して情報提供や啓発に努め被害防止を図ります。

施策の体系

交通安全・防犯対策
・消費者対策の充実

- (1) 交通安全施設の整備
- (2) 交通安全・防犯対策意識の啓発
- (3) 消費者啓発や消費者教育と情報の提供

主要施策

(1) 交通安全施設の整備

国・県道を中心に歩道の整備を積極的に要望していきます。また、カーブミラーやガードレールなどの点検、整備を図ります。

さらに、交通事故多発地帯の周知と解消に努め、渋滞緩和のための具体的な措置を講じながら、事故を未然に防止する取り組みを行います。

(2) 交通安全・防犯対策意識の啓発

交通教育専門員や高齢者交通安全指導隊を中心に、警察署等の各関係機関との連携のもと、交通安全教育等を実施し、交通安全意識、防犯対策意識の啓発を図っていきます。

(3) 消費者啓発や消費者教育と情報の提供

高齢者や児童・生徒を対象とした出前講座等を実施するなど、消費者被害を未然に防止するための啓発、教育を行います。併せて、相談窓口の周知、広報紙、村ホームページ、チラシなどによる情報提供や啓発を行います。また、消費者被害にあったことを自覚していない場合もあるため、相談による被害の掘り起こしも図ります。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|---------------|-----------|----------------|----------------|-----------------------------------------------|
| 交通死亡事故0への取り組み | 件 | 0 | 0 | 令和2年2月8日に交通死亡事故0が3,000日を達成しており、今後も交通死亡事故0を継続。 |
| 防犯啓発活動事業 | 件 (単年) | 9 | 12 | 地域の防犯パトロール事業・啓発活動事業開催件数 |
| 消費生活相談体制強化 | 人 (累計) | 2 | 2 | 消費生活相談員数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------|---------------------------|
| 交通安全施設の整備 | カーブミラーやガードレール等の計画的な整備を図る。 |
| 交通安全教育等の実施 | 児童・生徒・高齢者等を対象に開催する。 |
| 防犯灯の新設の推進 | 新規の防犯灯を設置していく。 |
| 消費生活相談事業 | 消費生活相談及び相談員の設置 |

2-12 情報化の推進

現況と課題

近年のICT*の発展と普及により、行政運営の効率化や住民サービスの向上、地域情報の受発信機能の強化など、身近な生活が大きく変化しており、本村でも高度情報化に向けた取り組みを展開してきました。

村内のほぼ全域に光ファイバーケーブルが布設されておりインターネット接続エリア、携帯電話の通話エリアも村内全域がカバーされています。また、災害などの緊急情報を周知する防災行政無線についても既にデジタル化がされており、公共施設や村内全戸に戸別受信機が設置されています。

今後は、地域におけるさらなるICT推進、マイナンバーカードの利活用による住民サービスの利便性の向上、業務の効率化・高度化とサービスの迅速化を図るための電子自治体の構築等が求められています。

また、情報化の推進と同時に、個人情報を含めた行政情報について、外部からの不正アクセスへの対応など、さらなる管理体制の強化が必要とされています。

* 情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスの総称。

基本方針

社会情勢や技術動向等の変化に柔軟に対応しつつ、実効性を確保しながら事業を推進し、ICTを有効な手段として積極的に活用することで、スマートフォン等の情報端末やSNS*1などのコミュニケーションツールの発展により急速に進む「デジタルシフト*2」への対応を推進します。

*1 ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。利用者同士がインターネット上でコミュニティをつくり、メッセージなどによるコミュニケーションや情報の発信・共有をすることができるサービス。

*2 情報伝達媒体や各種手続きなどの社会の仕組みが電子的な手段に移行し、これまでよりデータやデジタル技術との接点が増えた状態のこと。

施策の体系

情報化の推進

- (1) 地域情報化
- (2) 電子自治体の構築

主要施策

(1) 地域情報化

公共施設への Wi-Fi の整備を促進し、スマートフォン等の情報端末や SNS などのコミュニケーションツール、メール配信サービスを活用し、日常生活などにおける情報提供を行うなど地域情報化に取り組みます。

また、災害等の緊急時に、避難情報等を迅速かつ正確に情報提供できるよう、防災行政情報ネットワークの構築を推進します。

(2) 電子自治体の構築

社会情勢や技術動向等の変化に対応し、村民の利便性の向上を図るため、計画的な電子自治体化を推進します。

マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付の促進と、電子申請、施設予約等の実施に向けた検討を行います。

個人情報を含めた行政情報の適切な管理に向けて、セキュリティ強靱化を推進します。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|-----------------|-----------|----------------|----------------|-----------------------------|
| Wi-Fi 整備した公共施設数 | 件 (単年) | 6 | 10 | 整備が完了した公共施設・避難所の数 |
| SNS など情報発信事業数 | 件 (単年) | 74 | 300 | 村等が SNS などを利用し発信する情報件数 |
| 住民票等のコンビニ交付件数 | 件 (累計) | - | 450 | コンビニで交付した住民票等の取扱件数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共施設への Wi-Fi 整備事業 | 公共施設や避難所等への Wi-Fi 通信環境の整備を行う。 |
| SNS などのコミュニケーションツールによる情報発信事業 | 防災情報や行政に関する情報の提供はもちろんのこと、観光、物産の PR、イベント等の情報発信を行う。 |
| 災害情報エリアメール事業 | エリアによる災害情報の提供を行い、迅速な避難誘導などの防災体制の強化を図る。 |
| 住民票等のコンビニ交付事業 | マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票等の交付を行う。 |
| 情報セキュリティ強化事業 | 玉川村情報セキュリティ基本方針等に則り、個人情報を含めた行政情報についての管理体制強化を行う。 |
| デジタル人材の育成 | 情報機器や情報サービス、システムの適切な利用方法・運用管理等に関する知識や、重要な情報資産を守るための情報セキュリティ対策に係る知識などを学ぶ機会を創出し、情報化に資する人材を育成する。 |

3. 活力のある村づくり

3-1 農林業の振興

現況と課題

近年、ほとんどの農家が兼業農家となっています。水稻以外では園芸作物としてトマト・キュウリ・インゲンが主力となっており、水稻との複合経営がなされています。また、果樹としてさるなし・リンゴ・モモ・イチジク・ブルーベリー等の栽培が行われています。さらに花卉では菊、リンドウ、新たにツルウメモドキの栽培が行われ、その中でも菊が主力となっています。畜産では、肉牛繁殖農家が大部分となっています。

農家が抱える課題としては、既存農業者の高齢化、後継者不足・若者の農業離れが深刻となっています。加えて原子力発電所事故による風評被害等については、風評払拭のPR活動等の成果もあり、農作物の価格が回復傾向にあるものの、依然として農業経営における不安要素となっています。

こうした課題に対して、現在、認定農業者制度による経営支援や、村内の多くの地区で取り組まれている多面的機能発揮促進事業を活用した農村環境の保全に努めていますが、一部の地域では高齢化により事業の取り組みが困難になっている状況です。

近年、米価は低水準で推移し、耕作放棄地の増加に歯止めが掛からない状況は、今後10年を見据えると大きな課題となっています。そのため、安定した収入が確保できる魅力のある農業の確立に向けた取り組みが必要となっています。

林業については、以前より衰退傾向にはありましたが、それに加え原子力発電所事故による放射性物質の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞しているのが現状です。そのため、ふくしま森林再生事業を活用し、間伐などの森林整備と表土流失防止等の放射性物質対策を一体的に実施し、森林の有する多面的機能を維持しながら放射性物質の低減、拡散防止を図っていく必要があります。

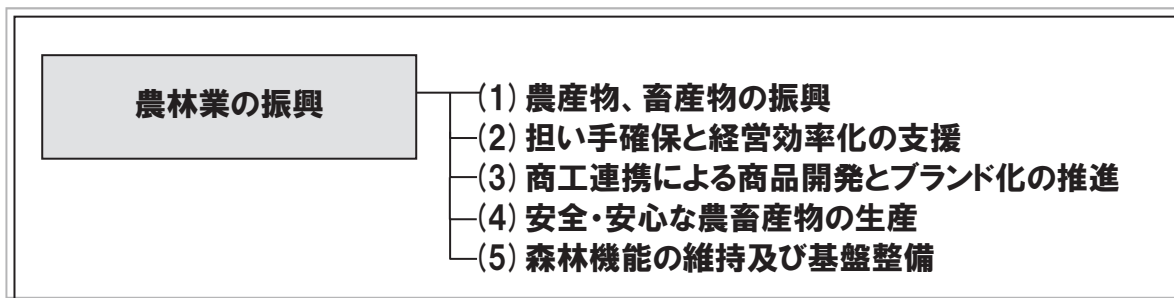
基本方針

認定農業者や営農組織が中心となって、安定した農業経営、振興を図ります。

各行政区で地域の特性を考慮した農業の将来像を描く「人・農地プラン」の実質化を図り、農業の振興を推進します。また、農畜産物のブランド化や6次産業化、GAP認証の取得などを推進し、魅力ある農業の確立を目指します。

林業においては、村の森林を守るため、ふくしま森林再生事業（放射性物質対策）に取り組み、民有林の間伐や下草刈り等適正な管理を推進します。また、松林保全事業により、引き続き松くい虫被害木を伐採し、被害が拡大しないよう努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 農産物、畜産物の振興

転作実施面積に応じて補助を行うことにより、農業経営の安定化を図り水稻経営の振興に努めます。

農産物の安定化、効率化、有害鳥獣対策、省力化等による生産の振興や野菜の栽培、新技術の導入、農地中間管理事業による担い手への農地集積、制度資金活用による農業経営の改善等、農業所得の向上に努めます。

また、農畜産業の環境整備、収益性の高い品目の導入を行い、各種農畜産物の振興を図ります。

(2) 担い手確保と経営効率化の支援

農業後継者や若手新規就農者の確保について積極的に支援を行います。また、農業所得向上を図るため、認定農業者や集落営農組織等の育成に取り組み、効率的な経営を実践するため、農地の集積・集約の促進や共同利用設備等の導入、農地耕作条件改善等、各種支援施策を推進します。さらに、耕作放棄地化を防ぐため、農業委員会との連携による農地集積・耕作放棄地対策を推進します。

(3) 商工連携による商品開発とブランド化の推進

加工品の新規開発と高付加価値化を目指し、「いしかわ牛」ブランド化を推進します。また、県、JA、こぶしの里などの直売所、各種協議会と連携し、農産物のブランド化や地元農産物を活かし、農商工連携による高付加価値の6次化商品の開発に取り組みます。

(4) 安全・安心な農畜産物の生産

玉川村で生産する米の安全性を確保するため、モニタリング検査を継続して行い、玉川村産米の普及PRと安全で安心できる品質の確保に努めます。

牛の飼料作物（餌）については、モニタリング検査を毎年実施し、安全・安心な牛肉の生産に努めます。

(5) 森林機能の維持及び基盤整備

村の森林を守るため、ふくしま森林再生事業に取り組み、民有林の間伐や下草刈り等適正な管理に努めます。また、引き続き松林保全事業により、松くい虫被害木を伐採し、被害が拡大しないよう努めます。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|----------------------|-------------|----------------|----------------|---------------------------------|
| 農地中間管理事業を活用した農地の集積面積 | ha (累計) | 0.9 | 3.0 | 地域農業の担い手等に対する農地の集積面積 |
| 新たな認定農業者の数 | 人 (累計) | 9 (前期間累計) | 10 (後期間累計) | 地域農業の担い手を確保するため、新たな認定農業者を増やす。 |
| 50歳未満の認定新規就農者の数 | 経営体 (累計) | 4 (前期間累計) | 5 (後期間累計) | 50歳未満の認定新規就農者数。※夫婦での就農は1経営体とする。 |
| ふくしま森林再生事業による取組面積 | ha (累計) | 90 | 240 | 計画期間内に実施した森林整備面積 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 水田利活用自給力向上支援事業補助事業 | 農業経営の安定化を図るため、転作実施面積に応じて補助を行う。 |
| いしかわ牛商品開発検討委員会補助事業 | 「いしかわ牛」ブランド化を推進するため補助を行う。 |
| 農畜産物の振興事業 | 営農基盤の強化促進のため、国・県等の各種支援制度を積極的に活用し、農畜産業の環境整備、収益性の高い品目の導入を行い、各種農畜産物の振興を図る。 |
| 担い手等育成事業 | 認定農業者並びに若手農業者に対し、生産性向上・労力低減、新技術導入等の支援を推進する。また、青年就農者に対して、定着のための支援を行う。 |
| 農畜産物ブランド化推進事業 | 農畜産物のブランド化と6次産業化を推進するため、関係機関・団体と連携しながら支援を行う。 |
| 農畜産物の安全対策 | 米のモニタリング検査など、農畜産物の安全対策を講じる。また、消費者に安全・安心を周知し、風評払拭を行うためにPR事業を積極的に推進する。 |
| 森林再生事業 | ふくしま森林再生事業を推進し、森林機能の再生と維持を図り、民有林の適正な管理を誘導する。 |

3-2 商業の振興

現況と課題

商店は村民の憩いの場であり、日々の暮らしを支え豊かにするものですが、商店主の高齢化、後継者不足等による事業継続の意欲の低下、人口減少による消費購買力の低下に加え、近隣都市への大型店、チェーン店等の進出により、村民の購買行動は広域化し、村内における販売額は減少しています。また、地域に点在していた身近な商店等が減少したことによりコミュニティの場もなくなり、高齢者を中心とした買い物弱者が存在しています。

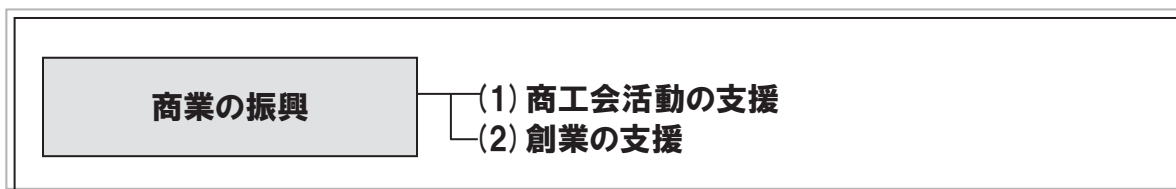
これまでも商工会と連携した支援を行ってきていますが、販売促進に至っておらず、その状況を打開するために最前線で営業活動をしている事業者とも連携し、必要とされる支援策を行う必要があります。

さらには、既存商店だけではなく、新たな創業者の支援策を検討することも求められています。

基本方針

商工会、事業者、村民と連携し、地域づくりに欠かせない事業者の活性化を目指すため、既存事業者の事業継続の意欲の向上、新たな創業者の育成等に取り組み、村民の利便性、豊かな暮らしの創造を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 商工会活動の支援

商工会が自主的に行う商店等の持続と成長、発展並びに地域経済の活性化を図る事業を支援し、住民生活の向上に資する施策の実施を図ります。

特に、生活様式の変化に対応した事業収益の確保・拡大事業を推進するため、移動販売等の新たな取り組み等を支援します。

(2) 創業の支援

創業を目指す人への情報提供、知識を修得するための講習会の開催及びチャレンジショップ活用並びに空き店舗のあっせん等を行い、新たな経済活動を支援します。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|--------|-------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 商工会会員数 | 事業者 | 196 | 200 | 商工会会員となっている事業所の数 |
| 創業者の数 | 事業者 (累計) | 3 | 6 | 村内で創業した事業者の数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 商工会活動支援 | 地域経済の振興、住民生活の向上を目的とする商工会が行う施策を支援する。 |
| 創業の支援 | 創業に必要な情報、知識等を取得するための支援を行う。 |
| チャレンジショップの活用 | 村営施設を活用し実際に店舗運営を経験しながら、創業するために必要な支援を行う。 |
| キッチンカーによる創業 チャレンジ事業 | 創業にチャレンジする人を支援するため、店舗による開業の前段階として、キッチンカーを利用し創業にチャレンジできる支援を行う。 |

3-3 工業の振興

現況と課題

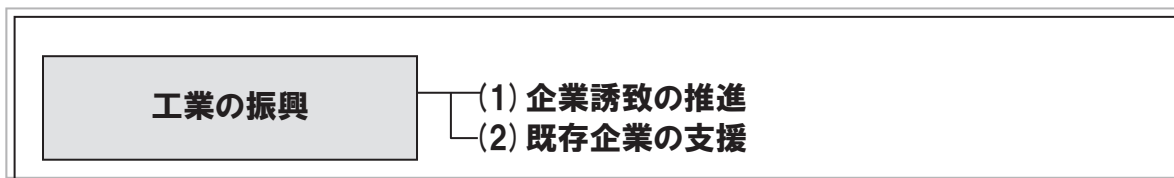
村内の工業団地として玉川工業団地があるものの、令和2年度時点ですべての敷地が分譲済みのため、村有ではない民間等が所有する空き地や居抜き物件の用地に誘致を行っています。これらの情報の発信や県が主催する企業立地セミナーでの誘致活動を主に行っていますが、成果が得られていない状況のため、誘致するに当たって、インフラ整備、交通の利便性等に加えて、新たな支援制度の構築に努めるとともに、どの分野の産業を誘致するのか等、的を絞った誘致活動や、ベンチャー企業等の誘致について検討する必要があります。

また、村内の既存企業に対しては、国・県等が行う支援策の情報発信や村独自の制度資金、利子補給で支援を行っていますが、商工会、事業者等との連携をさらに深めたいと、新たな分野への進出などチャレンジする事業者を応援する支援策の構築に努め、地域経済の持続的発展を図る必要があります。

基本方針

企業誘致のさらなる推進を図るため、関係機関と連携して情報の発信を強化します。また、既存企業について、新たな取り組みを行う事業者への支援の構築に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 企業誘致の推進

企業誘致を着実に進めるための方策の検討及び支援策の見直しを進め、県、関係機関と連携を強化し、企業誘致活動の推進を図ります。

(2) 既存企業の支援

既存企業の支援について、既存支援制度の見直しを図り、持続的な事業の支援に取り組むとともに、新たな取り組みを行う事業者への支援の構築を図ります。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|----------|-------------|----------------|----------------|--------------------------------------|
| 新規立地企業数 | 事業者 (累計) | — | 1 | 新たに村内に立地する企業の数 |
| 既存企業の維持率 | % | 100 | 100 | 現況値を100%とし、 目標年度まで経営を 維持する企業の率 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------|----------------------------|
| 企業誘致支援事業 | 企業誘致に資する活動の推進と情報の発信を行う。 |
| 既存企業支援事業 | 持続的発展、革新的発展等に係る経済活動の支援を行う。 |

3-4 雇用・勤労者対策の充実

現況と課題

玉川村に立地している企業は、大半が中小企業であり、この10年の統計によると、村内の工業の事業所数は微減しているものの、従業員数は微増しています。商業についても、事業所数は減少傾向にあり、特に個人店が減少していますが、従業員数は微増となっており、地元企業の努力により一定の雇用確保が図られています。

現状では、村内企業からの求人募集が少ないこともありますが、人口減少社会の到来による労働人口の減少、労働条件等における求職者の選択肢の増加、求人・求職ニーズのミスマッチ、都会への人材流失等の課題があります。

人がいなければ企業の存続が厳しくなることは明白であり、労働力の確保は喫緊の課題です。

また、就労を促すため、地元企業の魅力を発信することも望まれています。

基本方針

村内に立地する企業と連携し、企業の魅力を広くPRすることにより、雇用確保を図ります。また、村内企業に勤める者の福利厚生を充実するための施策について検討します。

施策の体系

雇用・勤労者対策の充実

- (1) 就労支援の充実
- (2) 就労環境の充実

主要施策

(1) 就労支援の充実

ハローワーク等からの求人情報や就業支援セミナーの周知を行い、求人者と求職者のマッチングを図ります。

(2) 就労環境の充実

立地企業従業員用住宅を活用し、村内に立地する企業への住環境の提供に努めるとともに、ニーズ調査を行いながら住環境の支援を図ります。また、村内に立地する中小企業に勤める従業員への福利厚生の充実と、コワーキングスペースの提供やサテライトオフィス誘致など「新しい働き方」の支援を図ります。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|-----------------|-----------|----------------|----------------|-----------------------------|
| サテライトオフィス誘致件数 | 件 (累計) | — | 5 | 計画期間誘致件数 |
| コワーキングスペースの利用者数 | 人 (累計) | — | 2,000 | 計画期間利用者数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 立地企業従業員用住宅の活用 | 立地企業従業員用住宅を活用し、村内に立地する企業への住環境の提供に努めるとともに、ニーズ調査を行い住環境の支援を図る。 |
| サテライトオフィス誘致事業 | 閉校した校舎を活用し、東京圏及び県外を中心としたサテライトオフィス誘致を行い雇用の充実を図る。 |
| 福利厚生の充実 | 村内に立地する企業に勤める従業員への福利厚生を図るための企業への働きかけ、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動等を行う。 |
| コワーキングスペース事業 | 新しい生活様式に対応した働き方への支援のため、閉校した校舎の一部を利活用しコワーキングスペースを提供する。 |

3-5 観光資源の創造と観光客誘致の推進

現況と課題

本村は、交通アクセスに優れており、一定の外部からの流入はあるものの、福島空港やあぶくま高原道路を利用する観光客は、本村にある観光資源へ立ち寄ることなく他地域へ向かう傾向があり、本村を通過してしまっている現状があります。

本村の観光資源には、景勝地として「乙字ヶ滝」や「東野の清流」があり、歴史的観光資源としては「石造五輪塔」や「東福寺舍利石塔」が、文化的観光資源として「南須釜の念仏踊り」（県無形重要文化財）があります。また、村内の桜を広くPRし、交流人口の拡大を図っています。村では、これらを中心に観光PR等を行っています。村では、これらを中心に観光PR等を行っています。また、村内の桜を広くPRし、交流人口の拡大を図っています。村では、これらを中心に観光PR等を行っています。また、村内の桜を広くPRし、交流人口の拡大を図っています。村では、これらを中心に観光PR等を行っています。

これは、本村にある観光資源のPR不足や観光アクティビティ等の着地型の観光がなかったこと、宿泊場所がないことなどが要因であると考えられることから、宿泊が可能なたまかわ観光交流施設「森の駅 Yodge（ヨッジ）」、周辺アクティビティの整備を進めています。これにより、新たな観光誘客に向けた観光産業の形成と着地型観光の開発を推進しています。

また、「乙字ヶ滝」や「東野の清流」、「大寺城公園」等の観光資源の環境整備としては、いずれも目的に沿った整備をする余地が残されており、どのように観光客を誘客するのかを想定したうえで整備計画を策定する必要があります。

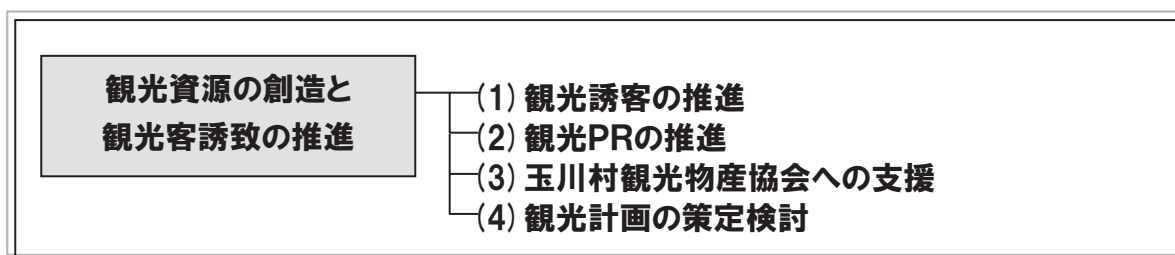
既存の資源を埋もれさせることは、新たな産業創出の妨げになることから、いかに活用し、広くPRするかが求められるため、観光に特化した玉川村観光物産協会を平成29年12月に設立しており、独自の情報発信、商品開発、特産品の販売などの活動を推進していく必要があります。

基本方針

旧四辻分校を利活用したたまかわ観光交流施設「森の駅 Yodge（ヨッジ）」を核として、農業体験等の体験型観光アクティビティを創出することにより、自然とふれあう機会の少ない都市部住民をメインターゲットとした観光誘客を推進します。

また、地元住民や地元商業事業者とも連携を図り、地域に賑わいを創出し、費用対効果等も検証したうえで整備計画の検討を行うなど、本村ならではの観光振興を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 観光誘客の推進

観光誘客の核となる景勝地や交流拠点、空港やインターチェンジ、駅等の交通拠点を中心に、村の東西を観光ルートとしてつなぎ、交通面、PR面での誘客推進を図ります。また、さらなる観光資源の磨き上げを行い、魅力のある情報を発信し、名産品をテーマにしたグルメ開発にも努め、食と観光を推進します。

(2) 観光PRの推進

村観光物産協会、地域商社機能等を持つ民間事業者等との連携、地域おこし協力隊の活用推進を図りながら、SNS等を活用して、観光資源や食、それらをつなぐルート等のPR活動を積極的に推進します。

(3) 玉川村観光物産協会への支援

観光の中核を担える組織として玉川村観光物産協会の支援を行います。

(4) 観光計画の策定検討

各景勝地等について、どのように観光客を誘客するのかを想定したうえで、整備する計画を立案し、観光を推進するための指標となる観光整備計画の策定を検討します。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|----------------|-----------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 玉川村観光交流施設の来客数 | 人 (累計) | — | 40,000 | 施設利用者数 |
| 名産品の開発 | 品 (累計) | — | 5 | 玉川村にゆかりのある品を使用した産品開発数 |
| 観光アクティビティの利用者数 | 人 (累計) | 80 | 800 | 利用者数 |
| 観光情報発信ツール構築 | 件 (累計) | 1 | 3 | 観光情報を発信するWEB媒体や情報案内箇所数 |
| 観光計画の策定 | 件 | — | 1 | 計画の策定件数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| たまかわ観光交流施設事業 | 旧四辻分校を活用した宿泊施設「森の駅 Yodge (ヨッジ)」の運営事業を推進し、村を訪れる交流人口・関係人口の創出を目指す。また、食をテーマにした名産品の開発も行う。 |
| 観光誘客事業 | 「森の駅 Yodge (ヨッジ)」を拠点とした着地型観光の実施と、村観光物産協会や地域商社機能を持つ民間事業者と連携を図りつつ、ICT技術を活用した観光活動、効果を考慮した物産販売活動等、官民一体となり新たな観光誘客を推進していく。 |
| 乙字ヶ滝周辺観光整備 | 村内景勝地の一つである乙字ヶ滝が担うまちづくりの役割を踏まえ、国や県と連携した「乙字ヶ滝かわまちづくり計画」、「地方創生事業」、「空き家対策事業」等を併せて実施し、一体的な観光・親水拠点の形成を目指す。 |
| 観光PR事業 | 村内にある観光資源の掘り起こしを行い、様々な機会を捉えた観光PR活動を推進し観光客の拡大を図る。観光ホームページやSNS等を活用した情報発信を行う。 |
| 玉川村観光物産協会事業 | 観光の中核を担える組織とするための支援等を行う。 |
| 観光計画の策定 | 観光を推進するための指標、的を絞った整備を推進するため、観光計画の策定を行う。 |

4. 人を育む村づくり

4-1 学校教育の充実

現況と課題

令和2年度に泉中学校と須釜中学校が統合され、小学校2校、中学校1校となりました。引き続きこれまで実施してきた園小中連携強化推進、「玉川の教育」を継承し、小学校就学前から中学校卒業までの15年間を見通した系統性・連続性のある保育・教育を推進するために、村、村教育委員会、村社会福祉協議会と連携を密にしながら、学校教育、認定こども園の運営に当たり、より一層の充実を図る必要があります。

全国学力・学習状況調査等の分析から、本村の児童・生徒の実態は、与えられた課題に対しては確実に行動しようとする姿勢がみられ、基礎・基本は身につけてきていますが、自ら学ぼうとする力、新たな課題解決や活用する能力がやや劣っています。また、特別支援を要する児童・生徒の増加や学力に個人差があることなどから、個に応じた支援や指導の充実の必要性があります。

生徒指導面では、素直でまじめであるが、大勢の中で切磋琢磨したり、自分の考えや意見を積極的に述べたり、伝えあったりする力をつけていくことが課題でもありません。

また、情報化社会における人間関係や生活リズムの改善、家庭学習の習慣化など、家庭や地域と連携しながら推進していくことが大切です。

少子化に伴い、児童・生徒数の減少傾向の推移から、今後も小中学校のあり方についての検討を継続して行っていく必要があります。

基本方針

「元気なたまかわ 子育て支援プラン」に基づき、次代を担う元気な玉川っ子の育成のため、認定こども園、小中学校において保育・幼児教育及び学校教育の連携強化を推進し、知・徳・体のバランスのとれた子どもを育成していきます。

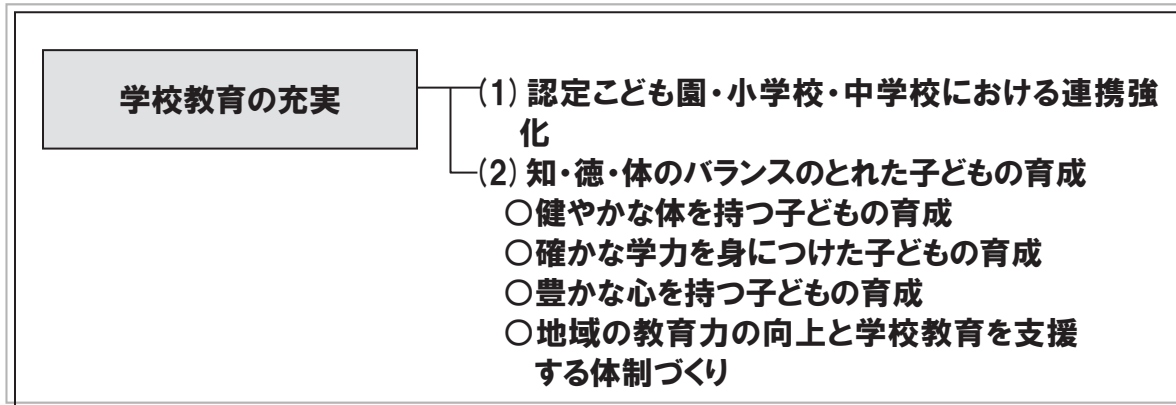
確かな学力を定着させるため、教職員の資質の向上に努め、主体的・対話的で深い学びを重視し、生活習慣（メディアコントロール）の定着と学習習慣の確立、学校間交流や教師間交流の推進、ICT教育の活用、学校教育指導員や支援員の配置など学習環境を充実します。

さらに、豊かな心を育むために、「思いやり・あいさつ・言葉遣い・感謝」を基本とし、あいさつ運動や道徳教育、読書活動、個性を重視した教育、命を大切に人として生きる教育の推進、地域の教育力の向上と学校教育を支援する体制づくりを確立し、生まれ育った郷土を誇れる人づくりに努めます。

また、「玉川村いじめ防止基本方針」の推進と生徒指導の充実を図り、安全・安心な教育環境の確立に努めます。

健やかな体の育成では、走ることを基礎とした体力の向上に努めます。また、「早寝早起き朝ごはん」や健康課題把握と解決に向けた取り組みなど食育・健康教育を積極的に推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 認定こども園・小学校・中学校における連携強化

これまでの幼小中連携強化推進委員会で進めてきたことを踏襲して、小学校就学前の子どもから中学生までの15年間を見通した系統性・連続性のある教育を推進するために、村、村教育委員会、村社会福祉協議会と連携を密にしながら、研究・協議を行い、授業研究や保育公開など交流を深めます。

また、「ふくしまの復興・再生」に向けた、心豊かでたくましく生き抜く力を支える学校教育を推進します。

(2) 知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成

○健やかな体を持つ子どもの育成

- ・「走る」ことを基礎とした体力づくりに努めます。
- ・自己管理のできる保健活動を推進します。
- ・食育指導や健康教育を重視し肥満やう歯等の改善に取り組みます。

○確かな学力を身につけた子どもの育成

- ・連携大学校による学習支援を実施します。
- ・学びのスタンダードを活用した取り組みによる授業力の向上に努めます。
- ・調べ学習、辞書引き学習、活用能力の重視を図ります。
- ・学力テストの分析と個に応じた指導の充実を図ります。

- ・特別支援教育の充実を図ります。
 - ・ICT関係、教材備品等の積極的な有効活用を図ります。
 - ・英語教育、プログラミング教育の推進を図ります。
 - ・算数、数学教育指導者による学習指導の推進を図ります。
 - ・PDCAサイクルによる学力の定着を図ります。
- 豊かな心を持つ子どもの育成
- ・心を込めた元気なあいさつ運動の充実に努めます。
 - ・道徳の教育の教科化による心の教育の充実と個性を重視した教育の推進を図ります。
 - ・読書に親しむ図書館教育の充実、司書補との連携強化について「玉川村子ども読書活動推進計画」を推進します。
 - ・郷土に親しむ自然体験活動や豊かな体験活動を重視し豊かな心を持つ子どもの育成を図ります。
- 地域の教育力の向上と学校教育を支援する体制づくり（「学校支援地域本部事業」）
- ・地域の人々が個々の特性を活かして教育活動を支援する地域ボランティアの積極的な活用を図り、地域住民の学習成果活用の機会拡充及び地域教育力・地域コミュニティの再生を目指し、地域が学校を支援する組織体制の強化に努めます。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|---------------------|-----------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 園小中連携強化推進事業検討委員会の開催 | 回 (単年) | 2 | 3 | 年間開催数 |
| 学校支援ボランティア登録者数 | 人 (累計) | 45 | 50 | 学校ボランティア登録者数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 園小中連携強化推進事業 | 小学校就学前の子どもから中学生までの15年間を見通した系統性・連続性のある教育の推進を図る。 |
| 園小中連携学力向上推進委員会 | 学力向上の方策について、研究・協議を行い、効果的な事業の推進並びに「ふくしまの復興・再生に向けた」生き抜く力を支える教育の推進を図る。 |
| 学力向上授業研究会 | 各校において授業参観、授業研究会を実施し、教員の資質向上を図る。 |
| 小中学校長会議 | 教育長の指示・伝達事項の周知と各学校の実態把握及び情報交換を行う。 |
| 学校支援地域本部事業(地域ボランティア) | 学校の要請に応じて、登録されたボランティアが学校教育活動等の支援・協力を行う。ボランティア数の維持、推進に取り組む。 |

4-2 青少年の健全育成

現況と課題

少子化が進む現状において、新型コロナウイルス感染症等がもたらす影響は、健康被害とともに、団体行動を避けることによる協調性の欠如や就職後の社会に対する適応能力が心配されているところです。

このような不安定な社会情勢においては、正確な情報と的確な育成指導が可能な人材の育成を進めることが重要であるため、指導者の育成が必要と考えられます。

基本方針

地域・家庭・学校・関係団体との連携を深め、事業への理解や参加をさらに増加させるよう啓発の充実に努め、青少年の健全育成のため、指導者の育成と組織の確立、諸事業を実施します。

施策の体系

青少年の健全育成

- (1) 地域の教育力向上
- (2) 青少年育成事業等の推進
- (3) 学校・家庭・地域社会の連携強化

主要施策

(1) 地域の教育力向上

地域の教育力向上のため、各種社会教育関係団体や文化団体の育成支援を行います。また、文化公演会を開催し、芸術・文化活動の育成を行い、地域の教育力の向上を図ります。

(2) 青少年育成事業等の推進

子供育成会への活動支援として、人的支援と経費的支援を行うとともに、スポーツ大会等を開催し、地域間の交流の活性化に加え、健全な精神と強い身体を身につけられるよう支援します。

(3) 学校・家庭・地域社会の連携強化

地域の子供育成会やスポーツ少年団の育成強化を図り、異年齢集団での活動機会を支援します。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|-----------------------|-----------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 青少年育成村民会議が主催する会議及び事業数 | 回 (単年) | 3 | 4 | 1年間における事業等実施回数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------------|----------------------------------------------|
| 文化公演会の開催 | 文化意識の高揚や日常生活の中での感動を得られる場として、芸術・文化の鑑賞機会を提供する。 |
| 青少年育成村民会議に関わる事業推進 | 青少年を健全に育成するための安全の確保と文化、スポーツ活動を推進する。 |

4-3 生涯学習の推進

現況と課題

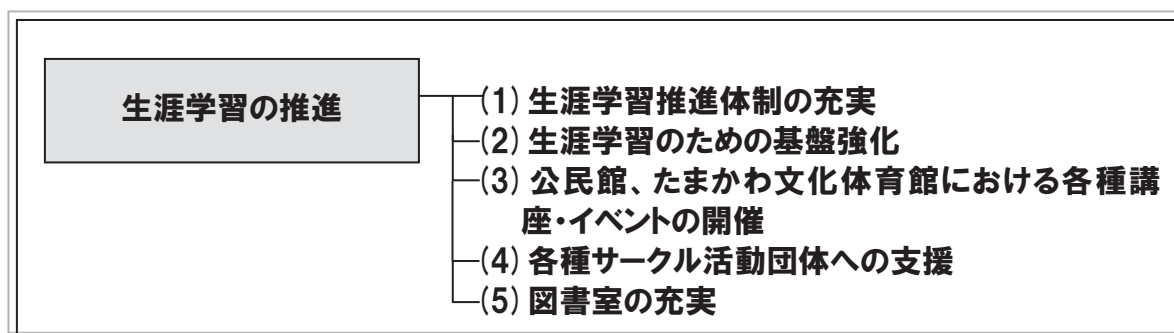
生活スタイルの多様化や余暇時間の増大、村民の学習意欲の高まりとともに、学習ニーズが多様化、高度化しています。一方で、村民の個人主義の顕著化、高齢人口の増加、少子化等による村民のコミュニケーション能力の低下、社会教育関係団体の組織力低下、生涯学習の推進に必要な人材確保が困難などの課題に直面しているのが実情です。

また、公民館においては、各種サークルによる生涯学習講座を実施していますが、村民のニーズをつかみにくいことに加え、参加者の固定化が進んでおり、軸になり活動する人材の確保の難しさ等の課題が多くあります。施設面では、生涯学習の拠点として公民館及びたまかわ文化体育館が中心となっており、文化体育館には児童書に特化した図書室も整備されています。利用者が固定的にならず、生涯学習・文化・スポーツの総合的な拠点として多くの人々が利用できるよう、調理室や飲食スペースなど人が集える憩いの場等の施設整備が必要です。

基本方針

生涯学習の主役は村民であり、すべての村民が学習機会を自由に選択でき、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に活かす生涯学習推進体制の充実に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 生涯学習推進体制の充実

村民が学習機会を自由に選択でき、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に寄与する生涯学習社会の実現に努めます。

(2) 生涯学習のための基盤強化

施設の充実を図るため、既存施設の補修について計画的に実施し、基盤の充実を図ります。

(3) 公民館、たまかわ文化体育館における各種講座・イベントの開催

村民の意向の調査による把握に努め、村民のニーズに即した各種講座やイベント・講演会等を開催します。

(4) 各種サークル活動団体への支援

各種サークルや学習団体の活動充実の支援、青年団への支援について見直していきます。

(5) 図書室の充実

図書の貸出しサービスの充実、図書の充実と読書活動を推進します。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|--------------------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------------------------------|
| 各種講座、イベントの 参加人数 | 人 (平均) | 2,011 (前期間平均値) | 2,800 (後期間平均値) | 生涯学習や村主催の イベントへ参加した 計画期間内の年間平 均数 |
| 図書蔵書数 | 冊 (累計) | 14,529 | 20,000 | 電子図書等含む |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------------------|-----------------------|
| すべての村民が参加できる 教室の開催 | 性別年齢に関係なく参加できる各種講座の開催 |
| 各種サークル・青年団等支 援事業 | 活動充実のための支援 |
| 図書室蔵書数 | 書籍の充実 |

4-4 スポーツの振興

現況と課題

近年、少子高齢化や情報化の進展する中で、スポーツ人口が減少し、生活習慣の乱れや人間関係の希薄化が社会問題となっています。特に若い世代のスポーツ人口減少が懸念されています。スポーツは、運動不足による肥満等の生活習慣の乱れを防ぐだけでなく、他者との協同や公平さ、規律を学びつつ、多世代間の交流の場となっています。

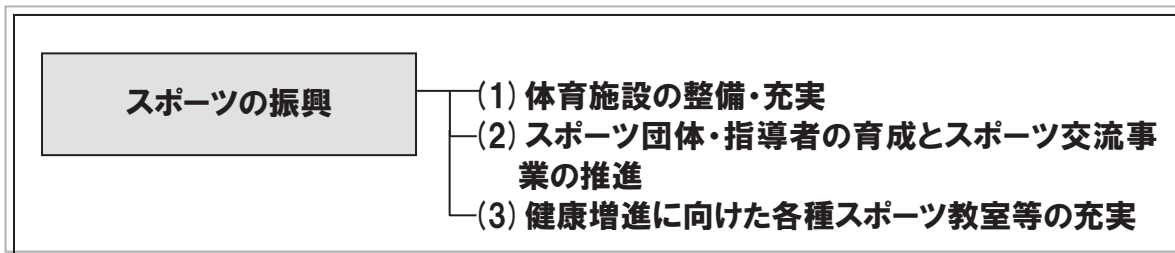
村内には屋内・屋外体育施設が充実しており、多種多様なスポーツを行うことが可能となっています。今後は、東京オリンピックで新しく競技種目となった、スケートボードやスポーツクライミング等の若者に人気のあるアーバンスポーツができる環境や事業を整備し、スポーツを行う世代を増やす必要もあります。

基本方針

体育協会や元気スポーツクラブ、学校関係、その他スポーツ団体と協力し、スポーツ振興を図ると同時に団体や指導者育成に努めます。

スポーツを通じて、多世代間の交流を図るとともに、アーバンスポーツ等を取り入れ、誰もが気軽に参加でき、自分にあうスポーツを見出す環境を整備していきます。

施策の体系



主要施策

(1) 体育施設の整備・充実

スポーツの振興と普及を図るうえで、施設整備は必要不可欠なため、老朽化が進む既存施設の整備と学校体育施設の開放を推進します。

(2) スポーツ団体・指導者の育成とスポーツ交流事業の推進

体育協会やたまかわ元気スポーツクラブ等と連携して、スポーツ指導者・ボランテ

ィアの育成・確保を図るとともに、スポーツ少年団の活性化及び指導者の育成への支援に努めます。また、スポーツレクリエーションの充実や広域的な交流大会・イベントの開催及びこれらへの積極的な参加促進に努めます。

(3) 健康増進に向けた各種スポーツ教室等の充実

村民の健康増進に向け、子どもから大人まで楽しめるニュースポーツやアーバンスポーツ等の普及に努めます。また、健康増進のための各施設の充実を図ります。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|--------------|-----------|----------------|----------------|-----------------------------|
| スポーツイベント参加者数 | 人 (単年) | 1,489 | 1,600 | 村主催で行われたスポーツイベントへ参加した人数 |
| スポーツ施設の利用者数 | 人 (単年) | 46,200 | 54,000 | 村内スポーツ施設を利用した人数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------------|-----------------------------------------|
| 村民が参加できるスポーツイベント | 性別・年齢に関係なく参加できるスポーツイベントを開催する。 |
| 健康増進のためのニュースポーツの推進 | 楽しみながらスポーツを実践し、健康づくりに役立つ、ニュースポーツの普及を図る。 |

4-5 地域文化活動の推進と文化財の活用

現況と課題

地域の歴史や文化を知り、伝えていくことは、郷土愛を育むばかりでなく、これからの地域社会の創造のために重要なことです。近年、多くの自治体で地元の文化財を再評価し、整備活用していく気運が醸成されつつあり、学校教育や地域づくり、観光分野において、地域資源の積極的な活用、ふるさと文化の創造、ふるさと教育の推進等が求められるようになっていきます。

本村における文化芸術活動の振興として、玉川村文化団体連絡協議会に加盟している文化団体の活動支援、文化祭や芸能発表会の開催、小中学校の児童・生徒を対象とした芸術鑑賞教室の開催、文化講演会の隔年での開催を行ってきました。また、ふるさと館で玉川村文化財保護審議会による企画展示を行い、玉川村の歴史や伝統に気軽にふれあえる機会の増大を図っています。今後も積極的な活動を続けるとともに、村民の要望に沿った文化芸術活動が行える新たな取り組みの検討・協議が必要となります。

文化財の保存については、補助金等の交付による適正な存続・管理の支援を行っていますが、保存に携わる人材の確保が難しく、文化財の老朽化、管理者の高齢化が進んでいます。民俗芸能の伝承についても、少子化・高齢化などの影響もあり、後継者不足が大きな課題となっていることから、文化財の保存とあわせて、後継者の育成や担い手の確保に努めていく必要があります。令和元年10月の台風19号災害により各地の文化財が被災したことを踏まえ、今後は、文化財の保存や継承に加え、自然災害時に文化財を適切に保護するための環境づくり、対策の検討が求められます。

基本方針

文化団体連絡協議会・各種団体に、若者が参加しやすい環境づくりを推進するとともに、各地区の伝統芸能や文化財等の保護・活用に努めます。

施策の体系

地域文化活動の推進と 文化財の活用

- (1) 文化団体連絡協議会活動支援
- (2) 文化財の保存・継承・活用
- (3) 質の高い芸術や文化等の鑑賞の促進
- (4) 無形文化財の村指定に向けた取り組み

主要施策

(1) 文化団体連絡協議会活動支援

文化芸術活動の振興を図るため、文化団体連絡協議会と連携を深め、加盟各種団体への助言、提案を積極的に行い、団体の活動・活性化を支援します。

(2) 文化財の保存・継承・活用

文化財保護審議会を中心として、現状の問題解決に向けて検討します。また、文化財パトロールや玉川ふるさと館の展示を定期的を実施し、文化教育・文化財保護の充実を図ります。また、火災や自然災害を想定した訓練等を行い文化財の保護等に努めます。

(3) 質の高い芸術や文化等の鑑賞の促進

小中学生を対象とした芸術鑑賞教室を毎年実施します。また、一般の村民にも広く周知し、本物の芸術にふれることで伝統文化の大切さを学ぶ機会を創出します。

(4) 無形文化財の村指定に向けた取り組み

現在、活動している伝統芸能の映像を記録として保存していきます。また、2つの芸能保存会会員の高齢化や少子化による踊り手不足が懸念されることから、村指定を進めるなど、保存に向けた取り組みの強化を行います。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|------------|----|----------------|----------------|-----------------------------|
| 国・県・村指定文化財 | 点 | 29 | 31 | 文化財に指定・登録する数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------|
| 文化団体連絡協議会活動事業支援 | 加盟団体への助言、提案等を行い活動の活性化を図る。 |
| 文化財保護審議会活動事業支援 | 文化財の保護を目的にした文化財防火パトロールや文化教育活動について支援する。また、文化財防火デー等にあわせて訓練を開催する。 |
| 文化活動事業 | 村民文化祭、芸術鑑賞教室、文化講演会、芸能発表会等を開催し、芸術文化にふれ、学ぶ機会を創出する。 |
| 伝統芸能の記録映像化 | 村内で活動している無形文化財を伝承していくため、記録映像として残し、村内外へ広く周知する。 |

4-6 交流活動の展開と国際化への対応

現況と課題

友好都市である台湾鹿谷郷との交流として、定期的な訪問事業と、村文化祭での鹿谷郷小中学生による絵画等の展示が行われています。空港所在地として平成26年8月に災害協定を締結した大阪府豊中市とは、豊中市で開催されるイベント等へ参加し、就航先との交流、PR活動を行い、福島空港の活性化を図っています。また、以前から交流のあった沖縄県北中城村とのますますの交流を深めるとともに、毎年度実施している中学生国内研修を北海道から沖縄県に変更することとしています。

台湾鹿谷郷との交流は、30年以上継続していますが、友好都市としての認知、PR等を促進する必要があります。大阪府豊中市、沖縄県北中城村においても、今後の交流の進め方等を検討しなければなりません。

いずれの交流も、行政主体の交流に留まっており、住民同士の交流、経済的な交流を促進することは絆を深めるために必要なことであるため、その方法、あり方の視野を広げていく検討が必要です。

基本方針

台湾鹿谷郷との交流については、村民の関心を高め、交流の絆が深まる施策を検討するとともに、鹿谷郷の名産品である凍頂烏龍茶による経済交流を図ります。

福島空港の就航先となっている大阪府豊中市、沖縄県北中城村との交流については、行政主体だけでなく民間と連携した交流活動の促進を図っていきます。

施策の体系

交流活動の展開と
国際化への対応

- (1) 台湾鹿谷郷との交流
- (2) 福島空港を核とした就航先との交流

主要施策

(1) 台湾鹿谷郷との交流

定期訪問、文化交流に新たに経済交流を加え、鹿谷郷への村民の関心を高め、交流の促進を図ります。

(2) 福島空港を核とした就航先との交流

就航先との交流を通してPR活動を行うとともに、民間と連携した人材、経済の交流活動の促進を図ります。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|--------------|------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 福島空港の就航先交流事業 | 事業 (平均) | 4 (前期間平均値) | 4 (後期間平均値) | 計画期間内の年間 平均事業数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|----------------------------------------------------------------|
| 鹿谷郷交流事業 | 村民の関心を高め、交流の絆を深める活動の促進を図る。 |
| 福島空港を核とした交流事業 | 既存路線の維持、新規路線の確保の一助となる就航先との交流の促進を図る。 |
| 村内中学生国内研修事業 | 村内中学2年生を対象とした国内研修を実施することにより、これからの村づくりに必要な広い視野と豊かな心を持った人材育成を図る。 |

5. 交流と協働の村づくり

5-1 コミュニティ（地域社会）の育成

現況と課題

各地域において、少子高齢化・人口減少が進み、それまで地域住民によって支えられてきた地域交流や地域文化、その他様々な地域活動の維持が難しくなっている状況です。また、個人の価値観の多様化や、生活や仕事の形態が複雑化しており、地域主導の活動へ参画する村民が減少し、これまでであった地域の連帯感や結の考え方が希薄になってきていることが懸念されます。少子高齢化・人口減少問題は、地域において防災・防犯・教育等、住民生活各般にわたり影響が生じることが予想されるため、地域住民と行政が連携した課題解決の取り組みが必要となっています。

地域社会の形成においては、地域づくりボランティア等が大きな役割を担っている場合が多く、本村では、以前には複数あった地域づくりボランティア団体が減少しており、各行政区が地元の地域づくりに大きな役割を果たしています。今後も各行政区への支援を継続する一方、集落単位でのコミュニティの広域化を図りながら、地域社会の育成を進めることが必要となります。

基本方針

村民一人ひとりが地域の一員であるという意識と連帯感を育て、村民が地域コミュニティ活動へ積極的に参加する体制づくりと地域組織の強化を支援します。また、各地域において行われているコミュニティ活動を積極的に支援し、各地域の主体的な課題解決を支援します。

施策の体系

コミュニティ(地域社会)
の育成

- (1) コミュニティ活動の促進
- (2) 新たなコミュニティの構築

主要施策

(1) コミュニティ活動の促進

価値観の多様化や核家族化の進行等により、地域社会におけるコミュニティが希薄化する現状を踏まえ、村民の連帯感や自主性を高め、まちづくりに主体的に参加できる地域コミュニティ活動への支援を推進します。

(2) 新たなコミュニティの構築

地域社会の活力を高め、村民が主体的に活動できるよう、地域コミュニティ施策の推進により、新たにコミュニティ活動に取り組む企業・団体等を支援します。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|------------------------|------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 地域交流活性化事業を利用して事業を行う地域数 | 地域 (単年) | 10 | 13 | 当事業を利用して事業を実施する地域数 |
| コミュニティ助成事業活用事業数 | 件 (単年) | 2 | 2 | 年間活用事業数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------------|--------------------------------------------------------|
| 地域交流活性化補助事業 | 各行政区や組単位での地域に対して一定の補助金を支出し、自主的に行う地域課題対策やコミュニティ活動を支援する。 |
| コミュニティ助成事業の活用推進 | 各行政区や企業・団体が行う文化活動や交流活動に対し、コミュニティ助成事業の活用を図る。 |

5-2 協働の村づくりの推進

現況と課題

村民との協働による地域づくりにおいて、ニーズを的確に捉え、村民参加型の村づくりを推進するには、村民の視点に立った政策の展開が必要となります。

本村では、隔年で、各行政区へ村長をはじめ職員等が出向き、「村民懇談会」を実施して、直接村民の声を聴きながら村政に反映しています。各種計画等を策定する際には、村民アンケートやパブリックコメントを実施して政策立案に反映しており、実際の施策の内容に応じて、村民が意見を出せる場となる委員会や、ワークショップ形式の話し合いや検討の場等を設けています。また、女性の意見をより気軽に話し合える場として「女性から見たまちづくり委員会」も組織しており、地域づくり等について、検討し意見交換や情報発信する活動をしています。

一方で、村民参加の場があっても、積極的に参加してもらえない現状もあり、「自分の地域は自ら考える」意識づくりをどのように醸成させるかが課題となっています。

地域コミュニティの希薄化が進み、村民の生活様式や考え方の多様化が進む中で、地域における連帯感を強固にし、地域づくりへの参画意欲の高揚を図る必要があります。併せて、協働の村づくりに当たっては、村民に対して現在の村政運営の状況等を正確に、リアルタイムで伝える必要があり、その情報が発信、提供できるツールの構築やデータのオープン化の推進等を図る必要があります。

また、花いっぱい運動等の住民参加型のボランティア活動等においても、村の誇りの一つとして継続して実施できるよう、意識づくりや協力関係を強化していく必要があります。

基本方針

村民の意見・要望を的確に把握するための広聴活動のさらなる充実を図ります。村民参加の場に、積極的に参加してもらえよう意識づくりに努めます。

施策の体系

協働の村づくりの推進

- (1) 広報活動の充実
- (2) 広聴活動の充実
- (3) 情報発信、情報公開の推進
- (4) 地域住民の直接参加の推進

主要施策

(1) 広報活動の充実

効果的な広報活動を行うため、広報紙や村ホームページ、防災行政無線のより一層の充実はもとより、観光情報や物産情報等を発信するSNSやホームページの運用・活用も併せて充実させます。

(2) 広聴活動の充実

職員等が現場に出向き、村民の声を直接聞き取り、施策等に反映させるための「村民懇談会」やパブリックコメント制度のさらなる充実を図ります。

(3) 情報発信、情報公開の推進

村政運営の状況等を正確に、リアルタイムで提供・発信できるツールの構築に努め、併せて、情報のオープンデータ化の推進を図ります。

(4) 地域住民の直接参加の推進

村民参加の場に、積極的に参加してもらえるような意識づくりに努めるとともに、政策を検討する委員会等の委員選出における委員の公募等も検討していきます。

また、ボランティア活動などへの村民参加も積極的に推進していきます。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|---------------------------|------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| WEB系情報発信ツールの閲覧数 | 件 (単年) | 16,000 | 50,000 | 年間閲覧数 |
| リアルタイムでの情報提供ツール構築数 | 件 (累計) | 0 | 1 | 構築ツール数 |
| オープン化したデータ数 (オープンデータ数) | 件 (累計) | 0 | 100 | 公開データ数 |
| 委員等を公募した組織数 | 組織 (累計) | 1 | 10 | 計画期間累計数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報活動の充実 | 広報紙や村ホームページ、防災行政無線のより一層の充実と、観光情報や物産情報等を発信するためにSNSやホームページを積極的に活用する。 |
| 広聴活動の充実 | 本村独自の「村民懇談会」をより一層充実させる。また、政策や計画策定の際に、WEB等でのパブリックコメントを積極的に行う。的確に村民の声を直接聞き取り、そして反映させていく。 |
| パブリックコメント事業 | 意見公募の実施により、村民等と情報を共有しながら、村民の行政参画の機会を提供するとともに、村民に対する説明責任を果たし開かれた村政の実現を目指す。 |
| 情報発信、情報公開の推進 | 村政運営の状況等を正確に、リアルタイムで提供・発信できるツールの構築に努め、併せて、情報のオープンデータ化の推進を図る。 |
| 地域住民の直接参加型事業の推進 | 政策等を検討する委員会等の委員選出等の際に、可能な限り公募による委員の募集を行う。また、ボランティア活動などへの住民参加も積極的に推進していく。 |

5-3 男女共同参画の推進

現況と課題

「玉川村男女共同参画推進計画」に基づき、男女がともに仕事と家庭を両立できる社会環境の実現に向け様々な取り組みを推進してきましたが、依然として、固定的な性別における役割分担は存在しています。

男女共同参画社会の実現に向けては、村民、事業者及び行政の連携・協働により進めていくことが重要です。

基本方針

男女がともに輝く社会を目指して男女共同参画社会づくりに取り組み、男女がともに社会のあらゆる分野の活動に参画していくために不可欠な家庭と仕事、その他の活動の調和を実現するため、育児や介護等の社会全体で支える環境整備と男女共同参画に関する教育を行い、個々の意識向上に取り組んでいきます。

施策の体系

男女共同参画の推進

- (1) 様々な分野における男女共同参画の推進
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 玉川村男女共同参画計画の推進

主要施策

(1) 様々な分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を養うための研修会、フォーラム等を開催し、性別による役割分担意識の改革と地域社会活動への参加を促進します。また、各種委員会や審議会等への女性委員の登用を促進し、女性が意見を述べやすくするとともに、女性が輝く村づくりを推進します。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

事業所等における男女の雇用状況の平等化、適正化を図り、仕事と生活の調和への取り組みの推進や出産、介護等を契機に就業を中断した女性が再就職しやすい環境づくりへの支援ができるよう情報提供等を行います。

(3) 玉川村男女共同参画計画の推進

平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間とした「玉川村男女共同参画計画」に基づき、「男女が共に考え 共に尊重し 共に支え合いながら生きる社会づくり」を基本理念に、「男女共同参画に関する啓発活動等の推進」と「政策・方針決定の場への男女共同参画の促進」の実現に向けた施策を推進していきます。

また、国や県の動向、刻々と変化する社会情勢等を踏まえ、「玉川村男女共同参画計画」の見直し等を検討していきます。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和 7 年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|--------------------|-----------|----------------|------------------|-----------------------------|
| 男女共同参画に関する学習会・研修会数 | 回 (単年) | 0 | 1 | 1 年間に開催する学習会等の回数 |
| 男女共同参画事業数 | 回 (単年) | 0 | 2 | 1 年間に開催する事業の実施回数 |
| 各種委員会等における女性登用率 | % | 23.5 | 33.0 | 各種委員会等に占める女性の割合 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------|---------------------------------------------|
| 男女共同参画広報啓発活動 | 男女共同参画社会について理解を求めため周知活動をする。 |
| 男女共同参画事業の実施 | 村民向け事業を開催。 |
| 女性から見たまちづくり委員会事業 | 女性特有の視点から、村政課題やより身近な課題などの解決のため、提言や事業立案等を行う。 |

5-4 行財政改革の推進

現況と課題

玉川村行財政改革大綱、玉川村定員適正化計画等に基づき様々な経費の縮減に取り組み、歳出では、投資的経費を平成16年度以降極端に抑え、人件費、物件費についても厳しく抑制してきました。また、公債費についても公的資金補償金免除繰上償還を実施するとともに、投資的事業の償還完了時期を迎えたことにより、令和元年度末の村債と債務負担行為残高は着実に減少しています。

しかし、少子高齢化に伴う社会保障関連経費に係る扶助費の増加、投資的経費の増加が見込まれ、後年度への財政負担を十分考慮する必要があり、今後、事業の取捨選択や施設の統廃合等により経常経費の削減に向けて継続的に取り組んでいく必要があります。

このような状況の中、災害からの復旧・復興に向けた取り組みのほか、地方創生事業、人口減少対策事業、観光交流施設運営事業等の大規模事業が予定され、上水道事業、農業集落排水事業においても今後大きな財政需要が見込まれています。

中期的には、老朽化した公共施設等における維持管理・長寿命化対策等が想定されることから、事業の必要性・優先度を十分に検証し重点化・効率化を図るとともに、新たな財源の確保や効率的な活用により、財政健全化に向けた取り組みを継続していく必要があります。

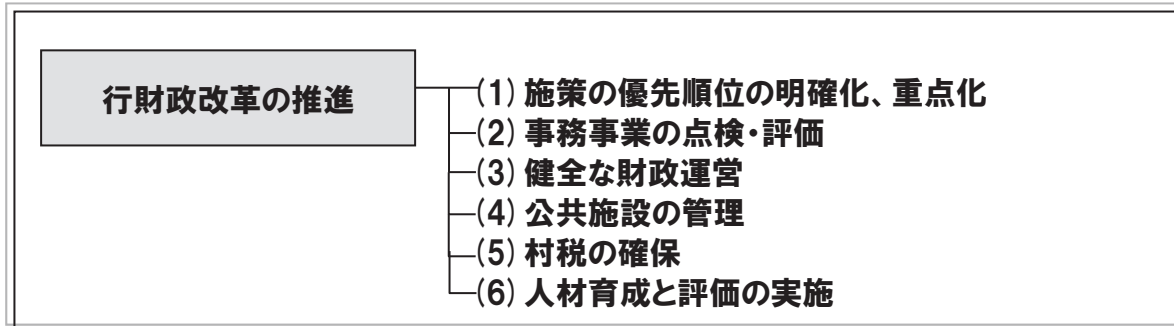
また、村税については、適正な賦課と収納率の向上に努め、未納額は徐々に減少していますが、税負担の公平性と自主財源の確保の観点から、滞納解消が大きな課題となっています。

基本方針

「^{あす}未来が輝く村づくり“元気な”たまかわ」の実現に向けて、これまでの取り組みをさらに深化させるため、振興計画の評価・検証、各種事業の総点検、多様化する行政ニーズへの的確な対応など、必要な施策・事業を着実に推進するとともに、財政健全化による持続可能な行財政基盤の構築との両立を図りながら、持続可能で活力のある玉川村の創造に向けた予算編成を行います。

また、納税に対する村民の理解を含め、納期内自主納付への意識啓発と納税者の利便性を図るよう納税環境整備、滞納の解消に取り組み、村税等の収納率向上に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 施策の優先順位の明確化、重点化

収支見通しを踏まえ、限られた財源を効率的・効果的に活用するため、各種計画等との整合性を図りながら、「精度の高いコスト意識」、「柔軟・大胆な発想」により、施策の優先順位の明確化、重点化を進め、将来の財政負担の軽減を図ります。

(2) 事務事業の点検・評価

効率的・効果的な事業執行を推進するため、PDCA方式による事務事業の点検を行い「対象」・「目的」・「効果」が重複している事業等の再構築を図るとともに、サービスの安全性、継続性の確保や費用対効果などを考慮しつつ、村民目線からの事務事業や事業手法の見直しを積極的に行います。

(3) 健全な財政運営

村債は、世代間の負担の公平性という観点から適切に活用していかなければならず、村債現在高を適正に管理するとともに、財政健全化判断比率等の財政指標に留意し、将来への負担の抑制に配慮しながら、限られた財源を最大限に活かします。財源の重点的・効果的な活用に向け、事業の必要性・優先度を十分に検証し、効果が薄い事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、「精度の高いコスト意識」と「柔軟・大胆な発想」により事業の「選択と集中」を意識しながら、中長期的な視点を持ち、創意工夫のもと健全な財政運営を図ります。

(4) 公共施設の管理

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、安全性、衛生面等に配慮しながら、村公有財産の適正な管理に努めます。

(5) 村税の確保

適正な課税のため、未申告者等の早期解消に努めます。納期内自主納付意識の高揚

のため、納税環境整備及び定期的な情報発信に努めます。未納者に対しては、早期の電話催告や臨戸催告を実施するとともに、適宜滞納整理を行い、村税の滞納額の圧縮と徴収率向上を目指します。

(6) 人材育成と評価の実施

職員の資質向上と能力向上を目的に導入した人事評価制度導入を適切に運用するとともに、職員研修等を積極的に開催し人材育成を図ります。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|--------|----|----------------|----------------|----------------------------------------|
| 将来負担比率 | % | 50.4 | 50.0 | 年度決算による比率 |
| 村税の収納率 | % | 98.6 | 98.7 | 現況値、目標値は、個人村民税、固定資産税、軽自動車税の現年度分の合計の収納率 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 各種計画等の推進 | 玉川村行財政改革大綱をはじめ、玉川村定員適正化計画等の各種計画、指針などに定められたものを実行し目標達成を目指す。 |
| 公共施設の適正管理事業 | 公共施設等総合管理計画に基づき、施設の老朽化や利用状況、費用対効果など総合的な判断のもと、適切な管理を推進する。 |
| 人事評価制度運用事業 | 職員における人事評価制度を導入し、適切な運用を図る。 |

5-5 広域行政の推進

現況と課題

交通網の整備や近年の情報通信手段等の急速な発展・普及により、村民の活動範囲は市町村域を超え、飛躍的に広域化しており、市町村の枠を超えた広域的な地域づくりや施策に対するニーズが高まっています。

さらに、少子高齢化による人口減少社会の到来や環境問題、情報化の進展など、社会環境の多様化・高度化が進む中、広域的な行政課題への確に対応していく必要があります。

村単独の施策で限界がある分野については、これまでも広域の自治体の連携による事業を推進していますが、社会全体が多様化していることにより、ますますの広域行政の連携が必要となってきています。

基本方針

こおりやま連携中枢都市圏の連携をはじめ、産業、観光、消防・医療、交通体系に加え、環境・防災の分野等も含め、多岐にわたった連携を実行し、住民サービス向上のために効果的な行政施策の推進を図ります。

施策の体系

広域行政の推進

- (1) こおりやま広域連携中枢都市圏の推進
- (2) 効果的な広域行政の推進

主要施策

(1) こおりやま広域連携中枢都市圏の推進

こおりやま広域連携中枢都市圏での連携を強化し、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有しつつ活力ある社会経済を維持することで、社会環境の多様化・高度化が進む中で生じる広域的な行政課題への確に対応していきます。

(2) 効果的な広域行政の推進

村民の安全・安心な生活や環境等を守るため、広域連携により高い効果が見込まれる事業や広域的な取り組みにより効果的で効率的となる事業について、積極的に連携事業を実施します。

目標指標

| 指標名 | 単位 | 現況値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等) |
|---------------------------|------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| こおりやま広域連携中枢都市圏における連携事業実施数 | 事業 (単年) | 7 | 25 | 単年度連携事業数 |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------------|---------------------------------------------------|
| こおりやま広域連携中枢都市圏連携事業 | 自治体の枠を超え、行政施策の広域的な取り組みにより効果的で効率的な事業を実施する。 |
| 広域行政の推進 | 産業、観光、消防・医療、交通体系、環境・防災など、幅広い分野において多岐にわたった連携を推進する。 |

6. 玉川村振興計画とSDGsの一体的な推進

SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年 (平成 28 年) から 2030 年 (令和 12 年) までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (意欲目標) と 169 のターゲット (達成目標)、これらの目標達成に向けた進捗状況を図るインディケーター (指標) で構成されています。

地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されており、先進国、発展途上国を問わず、様々な国・地域で既に取り組みが始まっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織で、地方自治の強化や地方分権の推進、地方自治体の能力向上を目的とするUCLG（United Cities and Local Governments：都市・自治体連合）では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を次のように示しています。

1 貧困をなくそう



ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

自治体行政は、貧困で生活に苦しむ人々を支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。

2 飢餓をゼロに



ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

自治体は、土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産支援を行うことが可能です。そのためにも、適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。

3 すべての人に健康と福祉を



ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

住民の健康維持は、自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も、住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。

4 質の高い教育をみんなに



ゴール4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

教育の中でも、特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。

5 ジェンダー平等を実現しよう



ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。

6 安全な水とトイレ
を世界中に



ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

安全で清潔な水へのアクセスは、住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は、自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省・再エネ対策を推進するのを支援するなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも、自治体の大きな役割といえます。

8 働きがいも
経済成長も



ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

自治体は、経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して、労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

自治体は、地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

10 人や国の不平等
をなくそう



ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する

差別や偏見の解消を推進するうえでも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

11 住み続けられる
まちづくりを



ゴール11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

包括的で、安全・強靱で持続可能なまちづくりを進めることは、首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で、自治体行政の果たし得る役割は、ますます大きくなっています。

12 つくる責任
つかう責任



ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

環境負荷削減を進めるうえで、持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには、住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで、自治体はこの流れを加速させることが可能です。

13 気候変動に
具体的な対策を



ゴール 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

14 海の豊かさ
を守ろう



ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

海洋汚染の原因の8割は、陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

15 陸の豊かさ
を守ろう



ゴール 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

16 平和と公正を
すべての人に



ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

平和で公正な社会をつくるうえでも、自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



ゴール 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

自治体は公的・民間セクター、住民、NGO・NPOなど多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していくうえで多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

後期基本計画の施策とSDGsの17のゴールの関係

第6次玉川村振興計画後期基本計画の施策（主要施策の項目）とSDGsの17のゴールの関係は、次のようになっています。第6次玉川村振興計画を推進することにより、持続可能な社会の構築に寄与することを目指します。

| 主要施策の項目 | 1 貧困をなくそう | 2 気候変動に具体的な対策を | 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに | 5 ジェンダー平等を實現しよう | 6 安全な水とトイレを世界中に |
|-------------------------|-----------|----------------|----------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 1-1 保健・医療の充実 | | | ● | | | |
| 1-2 社会保障制度の適切な運営 | ● | ● | | | | |
| 1-3 児童福祉・子育て支援の充実 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 1-4 地域で支えあう福祉の推進 | ● | ● | | | | |
| 1-5 障がい者福祉の充実 | ● | ● | ● | ● | | |
| 1-6 高齢者福祉の充実 | | | ● | | ● | |
| 2-1 環境衛生の充実 | | | | | | ● |
| 2-2 自然環境の保全と循環型社会の構築 | | | | | | ● |
| 2-3 安全で安定した水道水の供給 | | | | | | ● |
| 2-4 公園・緑地・水辺の整備 | | | | | | ● |
| 2-5 下水道・排水処理施設の整備 | | | | | | ● |
| 2-6 合理的な土地利用の推進 | | ● | | | | |
| 2-7 居住環境の整備と空き家対策の推進 | ● | | | | | |
| 2-8 道路・交通ネットワークの整備 | | | | | | |
| 2-9 消防・救急体制の充実 | | | | | ● | |
| 2-10 防災体制の整備 | | | | | | |
| 2-11 交通安全・防犯対策・消費者対策の充実 | | | ● | | | |
| 2-12 情報化の推進 | | | | | | |
| 3-1 農林業の振興 | | ● | | | | |
| 3-2 商業の振興 | | | | ● | | |
| 3-3 工業の振興 | | | | | | |
| 3-4 雇用・勤労者対策の充実 | ● | | | ● | ● | |
| 3-5 観光資源の創造と観光客誘致の推進 | | | | | | ● |
| 4-1 学校教育の充実 | | ● | ● | ● | | |
| 4-2 青少年の健全育成 | | | ● | ● | | |
| 4-3 生涯学習の推進 | | | | ● | | |
| 4-4 スポーツの振興 | | | ● | ● | | |
| 4-5 地域文化活動の推進と文化財の活用 | | | | ● | | |
| 4-6 交流活動の展開と国際化への対応 | | | | ● | | |
| 5-1 コミュニティ（地域社会）の育成 | | | | ● | | |
| 5-2 協働の村づくりの推進 | | | | | ● | |
| 5-3 男女共同参画の推進 | | | | ● | ● | |
| 5-4 行財政改革の推進 | | | | | | |
| 5-5 広域行政の推進 | | | | | | |

7. 重点プロジェクト（人口減少対策）

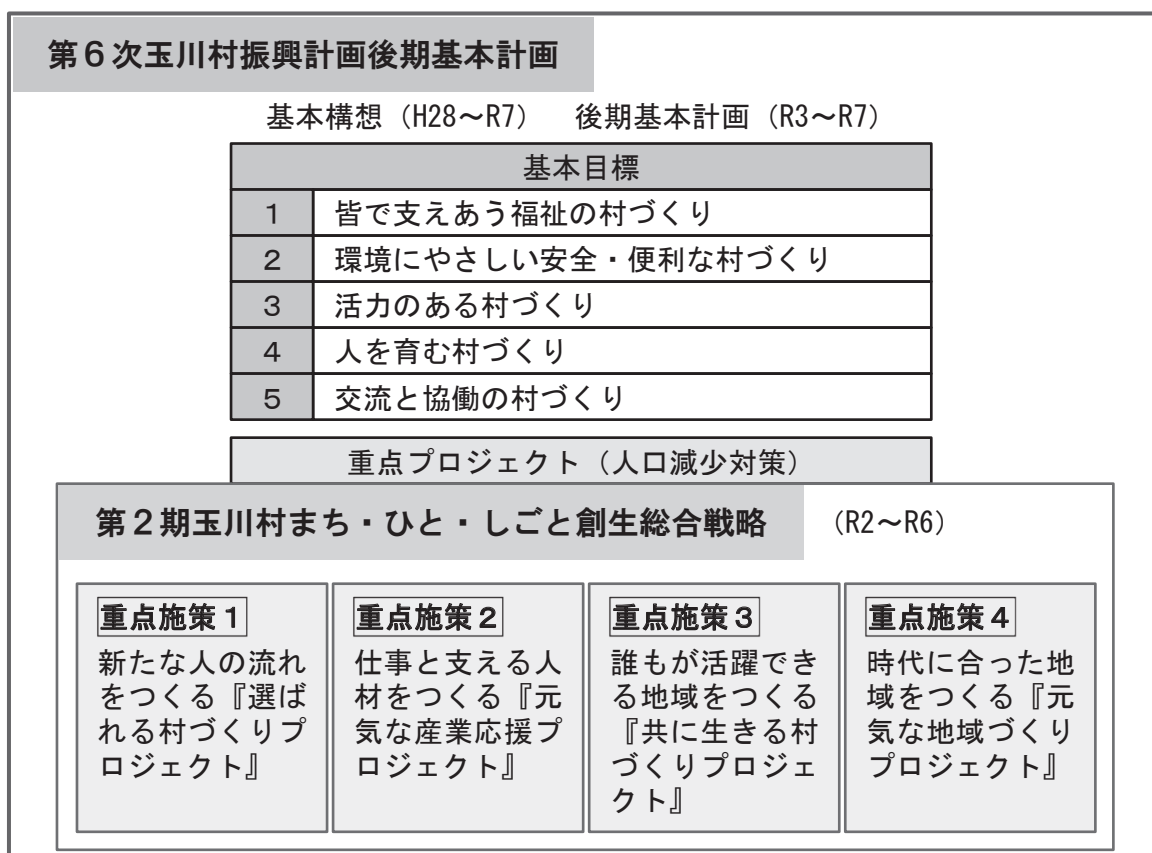
7-1 重点プロジェクトの位置づけ

振興計画と総合戦略の関係

政府が平成26年11月に公布・施行した「まち・ひと・しごと創生法」では、全国の自治体に人口減少対策の方針をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するよう促しています。人口減少対策は、地域によって状況や原因が異なることから、全国一律的な手法ではなく、それぞれの地域で地域特性を活かした対応策を練り、地域が主体性を持って取り組む必要があるためです。

そこで本村でも、国や県の策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や第1期の「玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら、あらためて村としての人口減少対策の方針を「第2期玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定しました。

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間となっており、振興計画の後期基本計画と令和3年度から令和6年度までの4年間で重複することから、振興計画において、人口減少対策を重点プロジェクトとして位置づけ、全庁的に推進することとします。



7-2 重点プロジェクト

重点施策1 選ばれる村づくりプロジェクト

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故によって大きく変わった本県の特殊要因を踏まえ、移住・定住しやすい環境を構築します。また、観光や経済・文化交流事業等を積極的に展開し、魅力にあふれる「玉川村」のPRを推進するとともに、本村に「訪れる人」「興味を持つ人」を増やし交流人口と関係人口の拡大を目指します。

(1) 移住・定住の推進

ア UIJターンの推進・誘導

定住者の増加を図るため、情報の収集・発信力の強化を図るとともに、移住・定住者向けの住宅施策等を推進し、村内への定住誘導を図ります。

イ 居住環境の確保・整備

村内インフラ整備、住宅開発を促進し、交通アクセスの利便性を活かした居住環境づくりを進めます。また、民間事業者との協働による住環境整備にも積極的に取り組みます。

(2) 交流人口と関係人口の拡大

ア 観光資源の確立とPR強化

本村には大規模で多くの人々を魅了するような観光資源はありませんが、来訪者が豊かな自然の中で様々な体験をし、様々な特産品を口にできるような経験ができることを観光資源とし、村民にとっては当たり前のものでも、村外の人には新鮮に映るものなど、地域の魅力や観光資源を見つめ直し有効に活用していきます。

イ 空港周辺と東西観光交流拠点の創出

本村では、「賑わい創出事業（賑わい再生計画）」として、旧四辻分校リノベーション及びその周辺でのアクティビティの創出と、村内景勝地である乙字ヶ滝周辺を中心とした「地域を巻き込み賑わいを創る！若者による創業支援事業（乙字ヶ滝周辺観光整備計画）」を乙字ヶ滝かわまちづくり計画策定と連携して展開してきました。今後はこれらを東西の観光拠点として成長させながら、福島空港・泉郷駅・川辺沖駅・各インターチェンジ・道の駅等の交通網と「つなぐ」必要があります。国内外との観光交流を行いやすいメリットを活かし、各交流事業を多面的に拡充して、交流人口の拡大を推進します。

ウ 多様な人々の「関わり」の創出

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々、すなわち「関係人口」を増加・拡大していきます。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。関係人口拡大のため、都市部住民等を中心に本村に関する各種PR活動を行い「訪れる人」「興味を持つ人」を増やし「玉川村のファン」づくりを推進します。

次の数値目標を掲げ、上記施策を推進していくこととします。

| 指標名 | 基準値 | 目標値（令和6年度） |
|--------------|---------------|------------|
| 転入者数 | 831人（第1期累計*1） | 1,400人（累計） |
| 玉川村に関係する人口*2 | 1,142人（H30） | 2,500人（単年） |

*1 「第1期玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間である平成27年～令和元年度までの累計

*2 玉川村の観光施設・プログラムの利用者数+村外在住寄付者数+東京玉川会会員数+ふるさと納税寄付者数

重点施策2 元気な産業応援プロジェクト

地域経済の活性化と地域の風土・文化を継承していくため、地域産業の根幹を成す農業の一層の振興を図ります。また、地域経済力をリードする製造業の振興や、外部人材・新技術などの地域内導入を促します。

(1) 農業・地場産業の振興と支援

ア 農業経営の強化支援

農業を取り巻く環境変化や特性を踏まえ、地域農業を支える意欲のある農業者及び農業団体等を積極的に支援します。

イ 魅力ある農業の構築

農業と各分野の産業との連携を促進し、6次化商品などとし付加価値の高い特産品開発や販路開拓を支援します。

ウ 地場産業の育成・支援

地域に根を下ろし活躍する企業や個人事業主等に対して、観光物産協会及び商工会等との連携を通じて、経済活動を行ううえでの課題など地域における諸課題を解決するための取り組みを支援します。

(2) 新産業の創出と経済循環の流れ強化

ア 起業・創業支援事業

村内で創業を希望する人に民間事業者や商工会、大学等と連携して、空き店舗情報等の提供及びマッチングを行い、新たな事業の立ち上げを支援します。

イ 観光産業支援

観光物産協会や宿泊施設（民泊・農泊等含む）、民間旅行者等と連携し、観光産業に関する資金の流入と確保を積極的に支援していきます。本村の優れた“もの”、“ところ”、“こと”、“ひと”等の地域資源を様々な視点から掘り起こし、磨き、広く情報発信を行い観光商材として活用していきます。

(3) 人材育成支援と稼ぐ力の創出

ア 民間事業者や地方創生を担う組織との協働

民間事業者や地方創生を担う関係機関との協働・連携を推進し、働く意欲のある人が誰でも働けるように、企業や関係機関と協力してその土壌や気運を醸成させながら雇用環境の創出を支援します。

イ 地方創生担い手育成支援

「地方から世界へ」を合言葉に、Society5.0を支える人材、イノベーションを興せる人材、外部からの資金調達までこぎつけられるレベルの起業家等の育成を支援します。

次の数値目標を掲げ、上記施策を推進していくこととします。

| 指標名 | 基準値 | 目標値（令和6年度） |
|---------------|------------|------------|
| 遊休農地の面積（減少目標） | 68.6ha(R1) | 68.6ha |
| 納税法人数 | 139法人(H30) | 142法人 |
| 起業・創業件数 | 4件(第1期累計) | 9件(累計) |

重点施策3 共に生きる村づくりプロジェクト

若者が将来に希望を持ち、幸せな家庭を築いていくことを全力で応援します。子育てにかかる経済的負担の軽減や利用しやすい子育て支援策を拡充し、子どもが伸び伸びと育ち、豊かな感性と確かな学力が育める特色ある教育の充実を目指し、「子育てするなら玉川村で」といわれるよう、結婚・出産・子育てをしやすい環境づくりを推進します。

(1) 結婚・出産・子育て支援

ア 出会いの場づくり

近年は本村でも晩婚化・未婚化の傾向が表れており、支援策の一つとして、若い男女の出会いの場づくりを関係機関や広域的な連携により取り組み、少子化対策につなげます。また、晩婚化・未婚化は、雇用環境など将来への不安が大きく影響していることから、若者のニーズに沿った根本的な支援が必要となってきます。

イ 安心して出産し、子育てできる環境づくり

妊娠・出産前後における大きな不安に対して様々な支援施策を講じるとともに、本村独自の「たまかわっ子誕生祝金支給事業」や「たまかわっ子子育て支援給付金支給事業」、「子ども医療費助成制度」等による経済的支援を行います。

また、子育てを通し生じる悩みや負担の解消などについても支援し、出産から子どもが成長するまでと長いスパンで子育てしやすい環境を整備します。

(2) 教育の充実・環境の整備

ア 特色ある教育の推進

子ども一人ひとりの個性を伸ばす視点、地域社会に貢献できる人間を育成する視点、ふるさとを愛する子どもを育成する視点を大切に、豊かな感性と確かな学力が育める特色ある学校教育の充実を図ります。

イ 教育環境の整備

学校統合に伴う通学手段のスクールバス整備や新中学校「玉川中学校」における環境整備、給食センターの整備、各学校教育の充実のための Society5.0 の潮流に合わせた ICT 教育環境の整備等に努めます。

また、園小中連携により連続性を持った教育を推進し、上位学年へのスムーズな移行を図るとともに、児童・生徒が伸び伸びと学校生活を送れる環境整備を推進します。

(3) 共生する村づくりの支援

ア 女性、高齢者、障がい者、外国人などが社会参加しやすい環境整備・拡充

女性、高齢者、障がい者など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現します。また、新たな在留資格の創設に伴う外国人材の地域への定着に向け、外国人の受入れ、多文化共生社会の実現に取り組みます。

次の数値目標を掲げ、上記施策を推進していくこととします。

| 指標名 | 基準値 | 目標値（令和6年度） |
|------------------------------------|----------|------------|
| 年間出生者数の各年対前年比5%増 ^{*1} | 45人（H30） | 59人（単年） |
| 多様性の尊重に関する満足度（アンケート） ^{*2} | — | 15.0% |

*1 平成30年度を基準とし、毎年の出生者数を前年度比較で5%増加を目指す

*2 次回振興計画策定時に実施する住民意識調査アンケートの新規設問で想定

重点施策4 元気な地域づくりプロジェクト

少子高齢化・人口減少社会の進行は、地域社会を形成・維持していくうえで、憂慮すべき大きな課題となっています。今後、これらの情勢に伴い縮小していく地域社会・経済等については、想定される様々な問題に対し、早急に対処策を検討・構築していく必要があります。そのため、今後の地域づくりに当たっては、これまで以上に住民協働の村づくりが重要となることから、地域コミュニティの強化と住民の意識の高揚を図りつつ、住民が主役の新たな地域づくりを推進します。また、各地域における人・文化・風景等を守り、存続していくための仕組みづくりや、そこに住む村民が健康でいきいき暮らせる地域社会を構築します。

村単独では解決が困難な課題については、こおりやま広域圏・周辺自治体・県・関係機関等と協力連携して課題解決のための施策を構築し、効果的に推進します。

(1) 地域力の強化推進

ア 防災減災の環境づくり

安全な地域を守るため、防災・防犯環境の充実に努め、「玉川村地域防災計画」に則り、村、県、指定地方公共機関等の防災関係機関が相互に緊密な連携をとりつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施する連携体制整備に努めます。

イ 地域コミュニティ力の強化

地域内や地域間交流を支援・推進し、各地域における人・文化・風景等を守り、存続していくための仕組みづくりや住民のコミュニティ意識の高揚に努め、住民相互の連帯感や地域力の向上を図ります。

(2) スポーツ・健康地域づくりの推進

ア 地域スポーツ資源への支援

スポーツを通して村民の健康づくりを積極的に支援していきます。
また、スポーツツーリズム（アウトドアツーリズム・武道ツーリズムなど）を通じた交流を促進しながら、地域のスポーツ資源の活用を図ります。

イ みんなに優しい生活環境づくり

障がい者や高齢者が、安全に安心して暮らせるよう生活環境の整備に努め、みんなが気軽にスポーツを楽しめる機会をつくりながら健康増進と健康寿命の延伸を図ります。また、いつまでも住み慣れた地でいきいきと生活が送れるよう健康づくり、福祉施策の充実に努めます。

(3) 持続可能な地域づくり

ア 効率的な行政運営

これまでの情報社会（Society4.0）では知識や情報が共有されず、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障がいなどによる労働や行動範囲の制約という問題がありました。

Society5.0で実現する社会は、I o Tですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。

I o T、ロボット、人工知能（A I）、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、世代を超えて互いに尊重しあえる社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会を実現するためにも、新技術の活用が必要になります。

Society5.0に関し「難しそう・面倒くさそう」という先入観をなくすためにも、積極的に身近な「こと・もの」として取り入れていきます。

イ 広域連携の推進

周辺自治体や県・関係団体等との広域的な役割分担を検討・協力し、連携体制を構築します。

次の数値目標を掲げ、上記施策を推進していくこととします。

| 指標名 | 基準値 | 目標値（令和6年度） |
|---------------------------|-----------|------------|
| 地域コミュニティ活動育成の満足度（アンケート）*1 | 10.0%（R1） | 15.0% |
| 玉川村への愛着度調査（アンケート）*1 | 76.8%（R1） | 80.0% |
| 実質公債費率（減少目標）*2 | 9.8% | 9.8% |

*1 振興計画策定年度に実施する住民意識調査アンケートにおける満足度

*2 基準値（H28.29.30平均）、目標値（R3.4.5平均）

附属資料

1. 第6次玉川村振興計画後期基本計画策定経緯

| | |
|------------------|---------------------------------------------------------|
| 【平成30年度】 | |
| 6月11日 ～7月11日 | 村民懇談会：村内11地区で実施 |
| 【令和元年度】 | |
| 7月5日 ～7月25日 | 第6次玉川村振興計画後期基本計画等策定に向けたアンケート調査 (対象：村民2,000人・村内中学生全員) |
| 3月23日 | 第2期玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョン策定 |
| 【令和2年度】 | |
| 4月1日 | 玉川村振興計画策定委員任命（職員13名を任命） |
| 5月7日 | 第1回玉川村振興計画策定委員会（書面開催） |
| 6月5日 | 目標数値現況・施策実績シート・マネジメントシート作成依頼 |
| 7月16日 | 村長ヒアリング |
| 7月27日 ～7月28日 | 各課ヒアリング |
| 8月28日 | 第1回玉川村振興計画審議会（委員20名を委嘱） |
| 9月3日 | 第2回玉川村振興計画策定委員会 |
| 9月4日 ～9月16日 | 後期計画策定シートの確認（各課） |
| 10月14日 | 第3回玉川村振興計画策定委員会 |
| 10月29日 | 第2回玉川村振興計画審議会（振興計画後期基本計画（案）諮問） |
| 11月5日 ～11月16日 | パブリックコメントの実施 |
| 11月16日 | 第4回玉川村振興計画策定委員会 |
| 11月30日 | 第3回玉川村振興計画審議会 |
| 12月4日 | 玉川村議会12月定例会（議員打ち合わせ会説明） |
| 1月18日 | 第4回玉川村振興計画審議会（答申案の決定） |
| 1月25日 | 最終案答申（玉川村振興計画審議会 会長・副会長） |
| 2月10日 | 第5回玉川村振興計画策定委員会 |

2. 第6次玉川村振興計画審議会委員名簿

| No. | 条例任命区分 | 組織名称等 | 役職 | 氏名 |
|-----|--------------|----------------------------|--------------------------|-----------|
| 1 | 議 会 | 玉川村議会 | 議員 | 小 林 徳 清 |
| 2 | | 〃 | 議員 | 林 芳 子 |
| 3 | 一般住民 | 玉川村民生児童委員協議会 | 会長 | 有 賀 徳 夫 |
| 4 | | 玉川村保健協力員 | 会長 | 有 賀 明 美 |
| 5 | | 玉川村の国民健康保険事業の 運営に関する協議会 | 会長 | 鈴 木 一 夫 |
| 6 | | 玉川村社会教育委員 | 委員長 | 小 針 周 吉 |
| 7 | | 玉川村体育協会 | 会長 | 大 和 田 宏 |
| 8 | | NPO法人 たまかわ元気スポーツクラブ | 代表 | 溝 井 賢 一 郎 |
| 9 | | 玉川村PTA連絡協議会 | 会長 | 奥 野 堅 一 |
| 10 | | 女性から見たまちづくり研究会 | 代表 | 田母神久美子 |
| 11 | | 玉川村観光物産協会 | 会長 | 車 田 幸 司 |
| 12 | | 学識経験者 | 玉川村教育委員会 玉川村子ども・子育て会議 | 職務代理者 |
| 13 | 玉川村老人クラブ連合会 | | 会長 | 草 野 亀 雄 |
| 14 | 人権擁護委員 | | 委員 | 藤 田 英 生 |
| 15 | 玉川村社会福祉協議会 | | 副会長 | 藤 田 守 |
| 16 | 関係団体の 役職員 | 玉川村区長会 | 会長 | 石 井 清 勝 |
| 17 | | 玉川村消防団 | 消防団長 | 佐 久 間 福 男 |
| 18 | | 玉川村商工会 | 会長 | 岩 谷 幸 雄 |
| 19 | | 玉川村農業委員会 | 会長 | 小 針 金 之 |
| 20 | | 夢みなみ農業協同組合 | 理事 | 高 林 浅 松 |

3. 玉川村振興計画審議会設置条例

昭和 47 年 6 月 26 日
条例第 14 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に基づき、玉川村振興計画審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は村長の諮問に応じ、玉川村振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから、村長が任命する。

- (1) 村議会議員
- (2) 一般住民
- (3) 学識経験者
- (4) 関係団体の役職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 17 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 4 号）抄

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

4. 諮問

2 玉総 第 211 号
令和 2 年 10 月 14 日

玉川村振興計画審議会
会長 草野 亀雄 様

玉川村長 石森 春男

「第 6 次玉川村振興計画 後期基本計画（案）」について（諮問）

第 6 次玉川村振興計画後期基本計画を策定するにあたり、玉川村振興計画審議会設置条例第 2 条の規定に基づき、別添の「第 6 次玉川村振興計画 後期基本計画（案）」について、貴審議会の意見を求めます。

5. 答申

令和 3 年 1 月 25 日

玉川村長 石森春男 様

玉川村振興計画審議会
会長 草野亀雄

第 6 次玉川村振興計画後期基本計画（案）について

令和 2 年 10 月 14 日付け 2 玉総第 211 号で諮問のありました第 6 次玉川村振興計画後期基本計画（案）について、当審議会で審議した結果、別添「第 6 次玉川村振興計画後期基本計画（最終案）」について適当と認め、この旨答申します。

なお、この計画に基づく施策の実施等にあたっては、下記の事項に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

1. 村民へ計画の趣旨及び内容等の周知を図り、村民の十分な理解と協力を得ながら、村民との協働による村づくりを推進し本計画の達成に努められたい。
2. 少子高齢化・人口減少社会・情報化社会が加速度的に進行していく情勢において、本村が自立した村として持続的に発展し、村民誰もがより快適で安心して暮らせる新しい村づくりのため、必要に応じて計画の弾力的運用を図られたい。
3. 各施策における目標指標の進捗管理及び事業内容の見直し・検討を毎年実施するとともに、限られた財源の中で、最大限の効果が得られるよう創意と工夫による村づくりに努められたい。
4. 以上を職員一人ひとりがよく理解し、日常業務にあたられ、「未来（あす）が輝く村づくり“元気な”たまかわ」の実現のため、引き続き努力されたい。

6. 第6次玉川村振興計画後期基本計画策定委員名簿

| No. | 所属課 | 職名 | 氏名 |
|-----|--------|---------------------|-------|
| 1 | 総務課 | 地域創生係長 | 田村伸也 |
| 2 | 住民課 | 主任主査兼生活安全係長 | 塩田誠 |
| 3 | 住民課 | 主事 | 関根吉博 |
| 4 | 税務課 | 課長補佐兼固定資産税係長 | 塩澤春美 |
| 5 | 健康福祉課 | 主任主査兼社会福祉係長 | 瀬谷久美子 |
| 6 | 健康福祉課 | 主任主査兼健康づくり係長兼保健衛生係長 | 廣瀬亜紀子 |
| 7 | 産業振興課 | 課長補佐兼農業振興係長兼農政係長 | 小針達夫 |
| 8 | 産業振興課 | 主任主査兼商工観光係長兼空港交流係長 | 野崎智之 |
| 9 | 地域整備課 | 課長補佐兼下水道係長 | 高林浅輝 |
| 10 | 地域整備課 | 主任主査兼上水道係長 | 塩澤賢一 |
| 11 | 教育委員会 | 学校教育係長兼生涯学習係長 | 石山直裕 |
| 12 | 公民館 | 主任主査兼係長 | 上野竜弥 |
| 13 | 認定こども園 | たまかわクックの森 教務主任 | 本田千佳 |

【事務局】

| No. | 所属課 | 職名 | 氏名 |
|-----|-----|-----------|------|
| 1 | 総務課 | 課長 | 塩澤理博 |
| 2 | 総務課 | 課長補佐兼企画係長 | 添田孝則 |
| 3 | 総務課 | 主事 | 小林安貴 |